

J.LEAGUE HANDBOOK 2012



Jリーグ クラブライセンス交付規則・運用細則
貸出用

J.LEAGUE HANDBOOK 2012

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

●クラブライセンス交付規則

○クラブライセンス交付規則【運用細則】

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-10-15 JFAハウス9階

電話 03(3830)2006

FAX 03(3830)2007

Jリーグ クラブライセンス交付規則

第1章 総 則

●第1条〔趣 旨〕	3
●第2条〔AFC規則との関係〕	3
●第3条〔定 義〕	3
●第4条〔Jリーグ クラブライセンス制度の目的〕	3
●第5条〔関連規程の制定〕	4
●第6条〔遵守義務〕	4

第2章 手 順

●第7条〔審査上の基準と等級〕	4
●第8条〔ライセンス制度上の制裁〕	5
●第9条〔AFCによる検査〕	6

第3章 ライセンス交付機関（ライセンサー）

●第10条〔ライセンサー〕	6
●第11条〔ライセンサーの組織〕	6
●第12条〔CLA〕	7
●第13条〔CLAの権限および義務〕	7
●第14条〔FIB〕	8
●第15条〔FIBの権限および義務〕	9
●第16条〔AB〕	10
●第17条〔ABの権限および義務〕	11

第4章 ライセンス申請者

●第18条〔ライセンス申請者〕	11
●第19条〔ライセンス申請者の義務〕	11
●第20条〔ライセンス申請者が準加盟クラブの場合の特則〕	12

第5章 ライセンス

●第21条〔Jライセンスの種類〕	12
●第22条〔Jライセンスの付与 / 譲渡〕	12
●第23条〔ライセンスの有効期間 / 取消し〕	13

第6章 ライセンス申請手続（コアプロセス）

●第24条〔ライセンス申請〕	13
----------------	----

●第25条〔ライセンス申請書類の審査〕	14
●第26条〔FIBによる決定〕	15
●第27条〔上訴〕	15
●第28条〔Jライセンス交付の決定〕	16

第7章 AFCクラブ競技会への出場資格

●第29条〔AFCクラブ競技会への出場資格の承認〕	16
●第30条〔AFCクラブ競技会出場の臨時承認〕	16
●第31条〔Jライセンス取消の場合の措置〕	16
●第32条〔AFCクラブ競技会の失格〕	17

第8章 競技基準

●第33条〔競技基準〕	17
-------------	----

第9章 施設基準

●第34条〔施設基準〕	19
-------------	----

第10章 人事体制・組織運営基準

●第35条〔人事体制・組織運営基準〕	25
--------------------	----

第11章 法務基準

●第36条〔法務基準〕	31
-------------	----

第12章 財務基準

●第37条〔財務基準〕	33
-------------	----

第13章 雑 則

●第38条〔守秘義務〕	36
●第39条〔言語〕	36
●第40条〔本交付規則に定めのない事項〕	36
●第41条〔改正〕	36
●第42条〔附則〕	36
●別紙1〔定義集〕	37
●別表1〔Jリーグクラブライセンス申請から交付までのフロー〕	38

Jリーグ クラブライセンス交付規則【運用細則】

1. 総 則

●1-1	〔目的〕	41
●1-2	〔定義〕	41
●1-3	〔遵守義務〕	41
●1-4	〔提出方法〕	41
●1-5	〔期限〕	41
●1-6	〔立証責任／証拠方法〕	41

2. 運用細則

●2-1	〔競技基準の運用細則〕	42
●2-2	〔施設基準の運用細則〕	46
●2-3	〔人事体制・組織運営基準の運用細則〕	52
●2-4	〔法務基準の運用細則〕	66
●2-5	〔財務基準の運用細則〕	69

3. ライセンス申請フロー

.....	78
-------	----

4. F I Bの審査手続

●4-1	〔F I Bパネルの組成〕	91
●4-2	〔F I B構成員の構成・独立〕	91
●4-3	〔F I B構成員の忌避〕	91
●4-4	〔F I B構成員の補充〕	91
●4-5	〔審 問〕	91
●4-6	〔責問権の放棄〕	92

5. A Bの審査手続

●5-1	〔上訴の申立て〕	92
●5-2	〔提出部数〕	93
●5-3	〔上訴申立ての取下げ〕	93
●5-4	〔A Bパネルの組成〕	93
●5-5	〔A B構成員の構成・独立〕	93
●5-6	〔A B構成員の忌避〕	93
●5-7	〔A B構成員の補充〕	93
●5-8	〔審 問〕	94
●5-9	〔責問権の放棄〕	94

6. 雑 則

●6-1	〔守秘義務〕	94
●6-2	〔本運用細則に定めのない事項〕	94
●6-3	〔交付規則との優劣〕	94
●6-4	〔改 正〕	95
●6-5	〔附 則〕	95

7. 提出書類集

【書式 I-01-1】	ホームスタジアムに関する確認書	96
【書式 I-01-2】	ホームスタジアム検査表	97
【書式 I-01-2】	ホームスタジアム検査表	98
【書式 I-9】	施設基準 トレーニング施設（練習場）一覧	99
【書式 P-01-1】	人事・組織体制基準 会社概要表	100
【書式 P-01-2】	人事・組織体制基準 担当者一覧表	101
【書式 P-16】		102
【書式 P-16】		103
【書式 P-17】		104
【書式 P-17】		105
【書式 P-18】		106
【適正証発行申請】		107
【オフィサー適正証】		108
【書式 L-01】		109
【書式 L-01】		110
【書式 L-01】		111
【書式 L-02】		112
【書式 L-04】		113
【書式 L-04】		114
【書式 L-05】		115
【書式 L-05】		116
【書式 L-07】		117
【書式 L-07】		118

**Jリーグ クラブライセンス
交付規則**

序 文

Jリーグは、本交付規則を通じ、JFAの理念およびビジョンならびにJリーグの理念および活動方針を推進し、これらの達成に貢献する。

第 1 章 総則

第 1 条 [趣旨]

本交付規則は、JFA基本規程第72条第4項およびJリーグ規約第19条に基づき、J1およびJ2の参加資格である「Jリーグクラブライセンス」(以下「Jライセンス」という。)の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。

第 2 条 [AFC規則との関係]

- (1) 本交付規則は、AFC規則の定めに従って、Jライセンスのみならず、AFCチャンピオンズリーグの出場資格(以下「AFCライセンス」という。)に関しても必要な事項を定めるものである。この関係において、本交付規則は、AFC規則に規定されるAFCライセンスの各基準およびライセンス交付プロセスにおける必須要件を全て規定する。
- (2) J1会員資格に関する基準がAFCライセンスの基準の最低要件より厳格化されまたはAFCライセンスの基準の最低要件に追加されている場合は、当該厳格化または追加された基準は、AFCライセンスに準用されるものとする。

第 3 条 [定義]

- (1) 次項において定める場合を除き、本交付規則において用いられているAFC規則またはJリーグ規約において定義されている用語は、AFC規則またはJリーグ規約において定義された意味を有するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の別紙1に定める意味を有するものとする。

第 4 条 [Jリーグクラブライセンス制度の目的]

Jライセンス制度は、AFC規則第1.1項、JFA基本規程第1条およびJリーグ規約第1条に定める目的の実現のほか、以下のことを目的とする。

- ① 日本サッカーのさらなる水準の向上
- ② クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
- ③ JFAおよびJリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
- ④ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境

の整備

- ⑤ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
- ⑥ 競技会における、財務上のフェアプレーの監視

第5条〔関連規程の制定〕

Jリーグは、本交付規則に加え、Jリーグ理事会の決議により、Jライセンスに関連して、以下の各規程、規則および細則からなる「Jリーグクラブライセンス関連規程」を定めることができる。

- ① Jリーグクラブライセンス交付規則 運用細則
- ② Jリーグクラブライセンス事務局規程
- ③ 上記各号のほか、Jリーグが制定する規程

第6条〔遵守義務〕

- (1) Jリーグ、C L A、F I B、A B、ライセンス申請者およびライセンシーならびにそれらの役職員およびその他の関係者は、J F AおよびJリーグの諸規程のほか、本交付規則、Jリーグクラブライセンス関連規程およびA F C規則ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、JライセンスまたはA F Cライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、JライセンスまたはA F Cライセンスの申請または取消しに関連する手続において、L M、C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 手順

第7条〔審査上の基準と等級〕

- (1) Jライセンスの交付に関する審査は、以下の5つの基準（以下「ライセンス基準」という。）について行われる。これらの各ライセンス基準は、J1クラブライセンスとJ2クラブライセンスとで求められる内容が異なることがある。
 - ① 競技基準（第8章）
 - ② 施設基準（第9章）
 - ③ 人事体制・組織運営基準（第10章）
 - ④ 法務基準（第11章）
 - ⑤ 財務基準（第12章）
- (2) 前項の各ライセンス基準には以下の3つの等級に分けられ、各等級の定義はそれぞれ以下のとおりとする。

① A等級

A等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるA等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJライセンスの交付拒絶事由を構成するが、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁は科されない。

② B等級

B等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるB等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJライセンスの交付拒絶事由を構成するものではないが、当該ライセンス申請者に対しては本交付規則第8条に定める制裁が科され得る。

③ C等級

C等級基準は、ライセンス申請者による達成が推奨されるものであり、将来において、達成が必須のものと改められる可能性があるものである。ライセンス申請者によるC等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者に対するJライセンスの交付拒絶事由を構成するものではなく、また、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁が科されるものでもない。

第8条 [ライセンス制度上の制裁]

(1) ライセンシーまたはライセンス申請者にB等級基準の未充足があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者はFIBまたはABにより以下の制裁（ただし、当該制裁は網羅的なものではない）が科される可能性がある。ライセンシーまたはライセンス申請者は、シーズンの開始前のみならず、シーズン中にも、制裁が科されることがある。

① 戒告

② けん責

③ ライセンス基準を満たすための期限延長

④ 特定の期限までにライセンス基準を満たす義務

⑤ 罰金（1億円を上限とする）

⑥ 勝点の減点（15点を上限とする）

⑦ 人員の停職

⑧ ライセンサーの然るべき機関への問題報告

⑨ 保証および引受義務

⑩ 補助金／賞金の保留

⑪ より詳細な財務情報の要求

⑫ 無観客試合

⑬ 収容人数の削減

⑭ Jライセンスの見直し・取消し

⑮ Jライセンスの保留

⑯ 移籍契約締結の禁止

⑰ 下位ディビジョンへの降格

- (2) ライセンサーまたはライセンス申請者に本交付規則または「Ｊリーグクラブライセンス関連規程」の違反（虚偽の文書の提出、期限の無視、期限超過の懲罰、ライセンサーに対する非協力的なあらゆる行為を含むがこれらに限られない）があった場合、当該ライセンサーまたはライセンス申請者は、Ｊリーグ規約の定めに従って制裁を科されることがある。

第9条〔AFCによる検査〕

- (1) AFCまたはその指名する機関もしくは代理人（これらを総称して「AFC調査人」という）は、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、Ｊリーグに対し抜き打ち検査を行うことができ、Ｊリーグが本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、ＪリーグはAFCから制裁を受けることがある。
- (2) AFC調査人は、Ｊリーグの立ち会いのもと、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、ライセンス申請者に対し抜き打ち検査を行うことができ、当該ライセンス申請者が本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、当該ライセンス申請者はAFCから制裁を受けることがある。
- (3) 前2項の抜き打ち検査との関係においては、本交付規則およびAFC規則の英語版と日本語版との間に解釈の相違がある場合は、英語版の解釈が優先されるものとする。

第3章 ライセンス交付機関（ライセンサー）

第10条〔ライセンサー〕

- (1) Ｊリーグは、JFAから日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことより、日本におけるライセンス交付機関（ライセンサー）となる。
- (2) ライセンサーは、AFC規則第3章および本交付規則に基づき、Ｊライセンス制度の運営を行い、Ｊライセンスの交付の決定を行う。

第11条〔ライセンサーの組織〕

ライセンサーは、以下の機関を設置し、Ｊライセンスの交付に関する審査を行う。

- ① Ｊライセンス交付の可否を決定し、第8条に定める各種制裁を科す権限を持つ、以下の2つの意思決定機関。ただし、これらの機関は互いに独立した存在であるものとし、ライセンサーから管理運営上の支援を受けるものとする
- イ、クラブライセンス交付第一審機関（以下「FIB」という）
- ロ、クラブライセンス交付上訴機関（以下「AB」という）
- ② クラブライセンス事務局（以下「CLA」という）

第12条〔CLA〕

- (1) JリーグはCLAを設置し、CLAにクラブライセンスマネージャー（以下「LM」という）および職員を配置する。
- (2) CLAの職員およびLMはチェアマンが任命し、LMがCLAの長を務める。
- (3) CLAの職員およびその外部アドバイザーの少なくとも1名は、財務の分野において相当の実務経験と知識を有する者とする。
- (4) CLAは以下の業務を行う。
 - ① Jライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② FIBおよびABに対する管理運営上の支援
 - ③ ライセンス申請者に対する援助および助言
 - ④ シーズン中におけるライセンシーの本交付規則およびAFC規則の遵守状況の監視
 - ⑤ AFCおよびAFC加盟各国のクラブライセンス交付部門との連絡および窓口業務
- (5) LMはライセンス申請者に対する審査を円滑かつ効率的に遂行するため、CLAの一部門として公認会計士1名以上を含む「ライセンス評価チーム」を組織し、Jリーグ理事会の承認を経てその構成員を任命することができる。
- (6) CLAの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）は、Jリーグ規約第25条第1項を遵守するほか、ライセンス申請者またはライセンシーと独立した関係になければならず、また、職員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族がライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならない。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む。）またはその役職員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること
- (7) CLAの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該職員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (8) 上記各項のほか、CLAの運営に関する事項は、Jリーグが制定する「Jリーグクラブライセンス事務局規程」に定めるところによる。

第13条〔CLAの権限および義務〕

- (1) LM、CLAおよびライセンス評価チームは、公正な立場で職務を遂行しなければならない、ライセンス申請者を平等に取り扱わなければならない。
- (2) LM、CLAおよびライセンス評価チームは、各ライセンス申請者によるJライセンスの

申請の評価に関してF I BおよびA Bを支援するため、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリング調査を実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行い、ライセンス評価報告書を作成するものとする。

- (3) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、事前通知なくライセンス申請者またはライセンシーの関連施設に出向いて抜き打ち検査を実施し、Jライセンス交付に関する資料の調査、F I BまたはA Bが命じたクラブ経営上の是正措置の対応状況の確認、ライセンス申請者またはライセンシーに対するヒアリング調査等を行うことができる。
- (4) ライセンシーに本交付規則の規定の違反があると認められる場合には、C L Aがその内容を調査のうえ、Jリーグ規約に基づいて制裁が科され得る。
- (5) L Mおよびその指名するC L Aの職員は、F I BおよびA Bによる「クラブライセンス決定会議」に出席することができ、そこでライセンス交付またはクラブへの制裁に関して意見を述べるができる。ただし、当該人員は議決に加わることはできない。
- (6) C L AはA F C調査人による抜き打ち検査を受けることがあり、検査が行われる場合は、C L Aは検査に協力しなければならない。

第14条〔F I B〕

- (1) F I B構成員は、C L Aの推薦に基づき、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) F I B構成員の任期は2年とし、4期まで再選されることができる。
- (3) JリーグまたはJ F Aの職員はF I Bの構成員に任命され得る。
- (4) 前項の規定にかかわらず、Jリーグ理事および監事、J F A理事および監事、J F A評議員、Jリーグ専門委員会委員、J F A専門委員会委員、C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）ならびにL Mは、F I Bの構成員を兼ねることができない。
- (5) F I B構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、F I BおよびJリーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、F I Bの構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (6) F I Bの任期途中で補欠または増員によりF I B構成員を選任する場合は、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任期終了までの残存期間における後任を任命することができる。
- (7) チェアマンは、各ライセンス申請者ごとに、当該ライセンス申請者によるライセンス申請を審査し、かつ第15条第2項から第4項に関する決定を行う会議体としてF I Bパネルを組成するものとする。F I Bパネルは1名の議長および2名の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがF I B構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (8) F I B構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独

立していなければならない、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。

- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること
- (9) F I B 構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他 J リーグが制定する規程に定める場合は、当該 F I B 構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (10) F I B の審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、J リーグが別に制定する規程によるものとする。

第 15 条〔F I B の権限および義務〕

- (1) F I B 構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、F I B に提出されるすべての J ライセンスの申請を平等に取り扱わなければならない。
- (2) F I B パネルは、以下の各号の資料に基づいて、ライセンス申請者に対し、J ライセンス交付の可否を決定する。当該決定にあたっては、ライセンス評価報告書を参考にすることができる。
 - ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類一式
 - ② 本条第 7 項にいう審問において顕れた一切の記録
- (3) F I B パネルは、本交付規則に従い、第 8 条第 2 項第 2 号に定める B 等級基準を充足しなかったライセンス申請者に対し、制裁を決定する。
- (4) F I B パネルは、いずれかのライセンシーについて第 23 条 3 項各号に定める事由が発生した場合、当該ライセンシーに対し、J ライセンスを取り消すかまたは制裁を科すことができる。
- (5) F I B パネルは、ライセンス申請者が提出した資料の内容について、ライセンス申請者に対して説明を求め、または資料の再提出や追加資料の提出を求めることができる。
- (6) F I B パネルは、J ライセンス交付の可否を決定するにあたり、ライセンス申請者に対し、付帯事項としてクラブ経営上の是正措置を通告することができる。
- (7) F I B パネルが、J ライセンスの交付の拒絶または J ライセンスの取消しあるいは制裁を決定する場合には、F I B は、審問期日を指定し、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与しなければならない。また、F I B が J ライセンスの交付の拒絶または J ライセンスの取消しあるいは制裁を科す旨の決定を行った場合には、F I B パ

ネルは対象となるライセンス申請者またはライセンシーに対し、ライセンス交付拒絶理由、取消事由または制裁を科す理由を明記した書面にてその旨を通知しなければならない。

- (8) F I B パネルの各構成員はそれぞれ 1 個の議決権を有し、F I B の決定は原則として構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。

第 16 条〔A B〕

- (1) A B 構成員は、C L A の推薦に基づき、J リーグ理事会承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) A B 構成員の任期は 2 年とし、5 期まで再選されることができる。
- (3) J リーグ理事、監事および職員、J F A 理事、監事および職員、J F A 評議員、J リーグ専門委員会委員、J F A 専門委員会委員、C L A の職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）ならびに L M は、A B 構成員を兼ねることができない。
- (4) A B 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、A B および J リーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
- ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、A B の構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (5) A B の任期途中で補欠または増員により A B 構成員を選任する場合は、J リーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任期終了までの残存期間における後任を任命することができる。
- (6) チェアマンは、各上訴人ごとに、当該上訴人による上訴の審査を担当し、かつ第 17 条第 2 項に関する決定を行う会議体として A B パネルを組成するものとする。A B パネルは 1 名の議長および 2 名の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンが A B 構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも 1 名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも 1 名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (7) A B 構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならないが、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは 2 親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること
- (8) A B 構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他 J リーグが制定する規程に定める場合は、A B 構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (9) A B の審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、J リーグが別に制定する規程によるものとする。

第 17 条〔A B の権限および義務〕

- (1) A B 構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、A B に提出されるすべての上訴申立てを平等に取り扱わなければならない。
- (2) A B パネルは、F I B の決定に対して不服のある上訴権者が上訴期限までに適法に上訴手続を行った場合に、F I B の決定について審査を行い、F I B の決定を支持するか否かにつき決定を下す。A B パネルは、必要に応じて F I B の決定を破棄し、自ら新たな決定を下すことができる。
- (3) A B パネルの決定は、決定理由を記した書面にて、上訴人に通知されなければならない。
- (4) A B パネルの各構成員はそれぞれ 1 個の議決権を有するものとし、A B の決定は A B パネル構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。
- (5) A B パネルの決定は、最終的かつ拘束力のあるものであり、これに対するいかなる不服の申立ても許されないものとする。ローザンヌのスポーツ仲裁裁判所（C A S）は、A F C の不服申立機関であって、クラブと A F C 間の問題についてのみ管轄を有する。

第 4 章 ライセンス申請者

第 18 条〔ライセンス申請者〕

J ライセンスの申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J ライセンスの申請者（以下「ライセンス申請者」という）となり得る。

- ① J 1 クラブ
- ② J 2 クラブ
- ③ 日本フットボールリーグ（J F L）に所属する J リーグ準加盟クラブ

第 19 条〔ライセンス申請者の義務〕

- (1) ライセンス申請者は、国内競技会および国際競技会への参加ならびにライセンス基準の充足について全面的な責任を負うものとする。
- (2) 前項に加え、ライセンス申請者は、以下の各号に定める事項を確保する責任を負うものとする。
 - ① すべての選手が、J F A に登録されており、また、プロ選手の場合には、当該ライセンス申請者との間に書面による選手契約があること
 - ② 契約上または法律上の義務から生じる選手へ支払われるすべての報酬ならびにすべての入場料収入が当該ライセンス申請者の会計帳簿に記帳されていること
 - ③ 当該ライセンス申請者は、国内および国際競技会に出場する登録選手によって構成されるフットボールチームに対して全面的に責任を負うこと
 - ④ 本交付規則第 8 章から第 12 章にそれぞれ記載されている競技、施設、人事体制および組織運営、法務ならびに財務の基準に関連するライセンス交付義務が履行されていることの証明に関する必要な全ての情報および／または書面がライセンサーに提供さ

れること

- ⑤ 競技、施設、人事体制および組織運営、法務ならびに財務情報の提示が要求される単独または複数の報告主体たる事業体に関する情報がライセンサーに提供されること

第20条〔ライセンス申請者が準加盟クラブの場合の特則〕

ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブの場合は、第22条の定めのほか、以下の要件を満たし、Jリーグ理事会がJ2会員としての入会を承認しなければ、Jライセンスを付与されないものとする。

- ① Jライセンスの申請日までに、ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織を整備すること
- ② Jライセンスの申請日の属するJFLのシーズンにおける1試合平均入場者数が3,000人以上であること。ただし、入場者数の算定は、「Jリーグ試合実施要項」第52条に基づいて行われるものとする
- ③ Jライセンスの申請日の属するライセンス申請者の会計年度において、年間の事業収入が1.5億円以上になると合理的に見込まれること
- ④ Jライセンスの申請日の属するライセンス申請者の会計年度の期末決算において、債務超過ではないことが合理的に見込まれること
- ⑤ Jライセンスの申請日の属する年の11月のJリーグ理事会開催日までに、その翌シーズンの広告料収入が1億円以上確定していること
- ⑥ Jライセンスの申請日の属する年の11月のJリーグ理事会開催日までに、Jリーグが、ライセンス申請者のホームタウンの行政当局責任者に対し、地域との協力関係に関するヒアリング調査を行い、Jリーグが満足する結果が得られたこと

第5章 ライセンス

第21条〔Jライセンスの種類〕

- (1) Jライセンスは、以下の2つのライセンスから構成される。
 - ① J1に参加するための資格であるJ1クラブライセンス
 - ② J2に参加するための資格であるJ2クラブライセンス
- (2) J1クラブライセンスはあくまでJ1に参加するために必要な資格に過ぎず、J1クラブライセンスの付与は、当該付与されたクラブが翌シーズンにおいてJ1に所属することを保証するものではない。当該クラブが翌シーズンにおいてJ1に所属するためには、J1クラブライセンスの付与を受け、かつ、国内競技会の結果に基づきJ1への出場資格を得なければならない。J2クラブライセンスについても同様である。

第22条〔Jライセンスの付与 / 譲渡〕

- (1) ライセンス申請者が第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足しているか否か

の判定は、当該ライセンス基準において別段の定めがない限り、ライセンス申請書類の提出締切日（以下「ライセンス申請締切日」という）を基準日として行う。

- (2) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各ライセンス基準のうちJ1に関するものであって、A等級のものを全て充足する場合は、J1クラブライセンスが付与されるものとする。ただし、かかる場合であっても、ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合は、J2クラブライセンスが付与されるものとする。
- (3) 前項に定める場合を除き、ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各基準のうちJ2に関するものであって、A等級のものを全て充足する場合は、J2クラブライセンスが付与されるものとする。
- (4) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各基準のうちA等級のものをいずれか1つでも充足しない場合は、Jライセンスは付与されないものとする。
- (5) AFCライセンスの付与については、第7章の定めに従うものとする。
- (6) ライセンス申請者および／またはライセンシーは、ライセンス申請者たる地位、JライセンスおよびAFCライセンスを第三者に譲渡することができないものとする。

第23条〔ライセンスの有効期間 / 取消し〕

- (1) Jライセンスの有効期間は、当該Jライセンスの対象となるシーズンとする。
- (2) Jライセンスは、以下のいずれかの時点において自動的に失効する。
 - ① シーズンが満了したとき
 - ② 当該Jライセンスの対象となるディビジョンが消滅したとき
- (3) ライセンシーが以下のいずれかに該当する事態となった場合には、当該ライセンシーは、FIBまたはABの決定により、Jライセンスを取り消されまたは制裁を科され得る。
 - ① 当該ライセンシーが本交付規則に定めるライセンス基準を満たさない状況となり、短期的な回復が見込めなくなった場合
 - ② 当該ライセンシーまたは第三者が当該ライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立てを行ったとき
 - ③ 当該ライセンシーが解散、合併、会社分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ④ Jリーグ定款に基づきライセンシーが除名処分となったとき

第6章 ライセンス申請手続（コアプロセス）

第24条〔ライセンス申請〕

- (1) 第18条に定められたクラブのみが、Jライセンスの交付を申請することができる。
- (2) Jライセンスの交付の申請は撤回することができない。
- (3) Jライセンスの申請から交付までの手続きは、本交付規則別表1「Jリーグクラブライセンス交付スケジュール」に従う。

- (4) C L A が別表 1 の内容を変更する場合は、速やかに第 18 条に定められたクラブに通知し、当該クラブにとって不都合が生じないように配慮しなければならない。
- (5) C L A は、別表 1 に従って、J ライセンス申請の案内とライセンス申請書類の一式（以下「ライセンス・パッケージ」と総称する）を、J ライセンス交付の申請を希望するクラブに配付する。
- (6) J ライセンス交付の申請を希望するクラブは、別表 1 に定める期日までに、所定の要件を満たしたライセンス申請書類を用意し、C L A に提出する。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。
- (7) ライセンス申請者がその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の 3 日前までに L M に締切延長を申請することができる。L M はその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、F I B に報告のうえ、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響のない範囲で締切延長を決定することができる。
- (8) C L A はライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に不備がないかを確認し、ライセンス申請書類の最終締切日から 2 週間以内に確認結果をライセンス申請者に通知する。L M は、提出されたライセンス申請書類に不備があった場合には、その完全な自由裁量により、ライセンス申請者に当該書類の再提出を求めることができる。
- (9) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者が負う。

第 25 条〔ライセンス申請書類の審査〕

- (1) ライセンサーは、前条第 5 項のライセンス・パッケージを配付する日から J ライセンスが交付されたクラブの一覧表を A F C に提出する日まで（当該期間のプロセスを「コアプロセス」という）の間、すべてのライセンス申請者に対し平等の待遇を確保するものとする。
- (2) C L A およびライセンス評価チームは、ライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に基づき審査を行うとともに、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリングを実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行う。なお、C L A から当該ヒアリング調査または現地調査の依頼があったときには、ライセンス申請者はこれを拒否してはならない。
- (3) C L A および／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対する調査結果をライセンス評価報告書にまとめ、F I B に提出する。なお、ライセンス評価報告書には、J ライセンス交付の可否および制裁の必要の有無・内容等、ライセンス申請者に対する所見を盛り込むことができる。
- (4) C L A および／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行うことができる。
- (5) ライセンス申請者は、F I B によるライセンス交付決定が下される期間の開始前 7 日以内に、C L A に対して、第 37 条の基準 F.05 に定める表明書を提出するものとする。
- (6) C L A は、調査終了後、F I B によるクラブライセンス決定会議を開催する。F I B は、

ライセンス申請者に対するJライセンス交付の可否および制裁の有無・内容について決定する。FIBは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行い、また、追加資料の提出を命じることができる。

第26条〔FIBによる決定〕

- (1) FIBは第15条2項から4項までの決定を行う。9月30日までに、当該決定内容および決定理由を明記した書面（以下「FIB決定書」という）が、ライセンス申請者およびLMに送付されるとともに、CLAからJリーグ理事会およびJFA理事会に対して報告される。
- (2) FIBの決定に対しては、以下の者が上訴権を有する。
 - ① Jライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ② 制裁付きでJライセンスの交付を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ③ Jライセンスの剥奪の決定を受けた場合におけるライセンシー
 - ④ Jライセンスの交付の決定がなされた場合におけるLM
- (3) 上訴権を有する者は、FIB決定書を受領した日より2週間以内に、CLAに対し、書面により上訴申立てを行うことができる。上訴する者は、当該上訴の申立てと同時に新たな証拠を全て提出するものとし、以後、証拠を追加提出することはできない。
- (4) 上訴権を有する者がライセンス申請者またはライセンシーである場合、それらの責に帰すべからざる理由により上訴申立てに必要な書類の提出締切の延長を希望する場合の対応は、第24条第7項を準用する。上訴期間内に上訴の申立てがなされないときは、上訴期間満了時にFIBの決定が確定する。
- (5) 上訴申立てを受けたCLAは、ABが審査するための上訴審査書を作成し、LM（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（LMが上訴した場合）およびABに送付する。上訴審査書は、FIB決定書ならびに第3項に基づき提出された上訴申立書および証拠を含む。

第27条〔上訴〕

- (1) 上訴がなされた場合、CLAは、速やかに審問期日を指定し、上訴人に対して通知しなければならない。
- (2) ABは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (3) CLAは、審問期日終了後、ABによるクラブライセンス決定会議を開催する。ABは、ライセンス申請者に対するJライセンス交付の可否、制裁の有無・内容について、上訴申立受理日から30日以内に決定する。なお、ABの決定は、FIBの決定より上訴人に不利益なものであってはならない。ただし、LMとライセンス申請者またはライセンシーの双方が上訴している場合はこの限りでない。
- (4) ABによるクラブライセンス決定会議では、FIBによる決定のみを審査対象とし、審査は、上訴申立時までにFIBまたはABに提出されたライセンス申請書類（上訴申立書および

それと同時に提出された証拠を含む) および F I B 決定書ならびに F I B および A B の審問期日において顕れた一切の記録のみに基づいて行われる。

- (5) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。上訴の申立てを取り下げた場合は、その時点で F I B の決定が確定するものとする。
- (6) ライセンス申請者が A B に上訴する場合は、上訴手数料として金 10 万円を J リーグに支払うものとし、当該手数料はいかなる理由があっても返却しない。
- (7) A B による決定結果は、C L A から J リーグ理事会および J F A 理事会に対して報告されるとともに、決定日から 7 日以内に、ライセンス申請者および L M に対し、決定結果および決定理由を明記した書面が送付される。

第 28 条〔J ライセンス交付の決定〕

C L A は J リーグおよび J F A に対し、ライセンス交付の対象となるシーズンの前年の 11 月末日までに、J ライセンスを交付したクラブの一覧を文書にて通知するとともに、A F C が別途通知する期限内に、J ライセンスが交付されたクラブの一覧表を A F C に提出する。

第 7 章 A F C クラブ競技会への出場資格

第 29 条〔A F C クラブ競技会への出場資格の承認〕

- (1) J ライセンスを交付されたクラブは、国内競技会の結果、A F C クラブ競技会への出場資格を得ることを条件として、A F C ライセンスを交付されたものとみなされる。
- (2) 前項の規定に関わらず、当該クラブに A F C ライセンスが交付されるか否かに関する最終決定を行う権利は、A F C 規則に基づき A F C に留保される。
- (3) J ライセンスが交付されていないクラブは、A F C クラブ競技会に出場することができない。ただし、第 30 条にいう A F C クラブ競技会出場の臨時承認の対象クラブはその限りではない。

第 30 条〔A F C クラブ競技会出場の臨時承認〕

- (1) J ライセンスを保有していないクラブが、国内競技会の結果によって A F C クラブ競技会への出場資格を得た場合、J リーグは、J F A を通じ、当該クラブに代わり、A F C に対し、A F C ライセンスの臨時適用を申請することができる。
- (2) 前項にいう A F C ライセンスの臨時適用の詳細は、A F C 規則第 4.6 項「A F C クラブ競技会出場のためのクラブライセンス制度の臨時適用」によるものとする。

第 31 条〔J ライセンス取消の場合の措置〕

- (1) J リーグは、本交付規則に定める審査の過程でライセンシーの J ライセンス取消が预见される状態となった場合には、J F A を通じて、その旨を A F C のライセンス交付部門に通

知しなければならない。

- (2) A F Cクラブ競技会に出場することが決定していたクラブについてJライセンスが取り消された場合は、当該クラブをA F Cクラブ競技会を失格にすることに関する決定は、最終的にA F Cによって行われる。

第32条〔A F Cクラブ競技会の失格〕

本交付規則の別段の定めにかかわらず、クラブへの制裁または将来のA F Cクラブ競技会からクラブを失格させる権利は、A F Cの諸規則に基づきA F Cに留保される。

第8章 競技基準

第33条〔競技基準〕

(1) 競技基準の目的は、以下のとおりである。

- ① 質の高いアカデミープログラムを構築すること
- ② アカデミー選手のオフ・ザ・ピッチ教育についても支援・奨励すること
- ③ アカデミー選手の医療ケアを充実させること
- ④ ピッチ内外でフェアプレーを遵守すること

(2) 競技基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
S.01	A	承認されたアカデミープログラム (1) ライセンス申請者は、下記項目を満たした「アカデミー申請書」を提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none">① 育成・普及の理念および方針② ライセンス申請者のアカデミー組織図③ アカデミーの指導者に関する情報④ アカデミーの施設に関する情報⑤ ライセンスを申請する日の属する会計年度の前年度の育成・普及部門の決算および当年度の育成・普及部門の予算⑥ ライセンスを申請する日の属する会計年度の前年度の育成・普及部門の活動実績および当年度の育成・普及部門の活動計画⑦ 「F I F A競技規則」についての教育プログラムの実績および計画

		<p>⑧ アカデミー選手のための医療面でのサポートに関する説明</p> <p>⑨ アカデミーが定めた目的に対する結果と成果を評価するための検討方法およびそのフィードバックプロセスに関する説明</p> <p>⑩ アカデミー認定の有効期間</p> <p>(2) ライセンス申請者は、以下のプログラムの実施により、サッカーに関する教育以外の補完的教育を行う。</p> <p>① ライセンス申請者が、すべてのアカデミー選手が義務教育を受けられることを保証すること</p> <p>② ライセンス申請者は、すべてのアカデミー選手がサッカーに関する教育以外の補完的教育を受けることを妨げないよう保証すること</p>
S.02	A	<p>アカデミーチーム</p> <p>(1) ライセンス申請者は、下記のアカデミーチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。ただし、第3号および第4号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、ライセンス申請者は、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。</p> <p>① U-18 チーム</p> <p>② U-15 チーム</p> <p>③ U-12 チーム</p> <p>④ U-10 チーム</p> <p>(2) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18 チーム、U-15 チームは J F A にチームおよび所属選手の登録を行わなければならない。U-12 チームについては、J F A にチーム登録した場合には、J F A に当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p> <p>(3) 第1項にいうアカデミーチームのうち、U-18 チーム、U-15 チーム、J F A にチーム登録を行った U-12 チームは、それぞれ J F A 公認の公式競技会に出場しなければならない。なお、U-10 チームについては当該競技会に出場する義務はないが、選手の競技機会確保のため、ライセンス申請者が地域レベルの大会を実施するようにする。</p>
S.03	A	<p>選手の医療面でのケア</p> <p>ライセンス申請者は、トップチームでプレーするすべての選手に対</p>

		して、Ｊリーグの定めるメディカルチェックを年に１回受診させなければならない。
S.04	A	<p>プロ選手との書面による契約</p> <p>ライセンス申請者のすべてのプロ選手は、ライセンス申請者と書面による契約を締結しなければならない。当該契約は「選手の地位および移籍に関するＦＩＦＡ規則」の関連条項に準じ、また、ＦＩＦＡ、ＡＦＣ、ＪＦＡおよびＪリーグから盛り込まれることが指示されている、主要な条項がすべて含まれているものとする。</p>
S.05	A	<p>レフェリングに関する事項と「競技規則」</p> <p>ライセンス申請者は、Ｊリーグが主催する開幕前ルール講習会（および、レフェリーに関するイベントやセッション）に、選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明しなければならない。</p>
S.06	C	<p>人種的平等の実践</p> <p>ライセンス申請者は、フットボールにおける人種差別に対処する方針を定めることができる。</p>
S.07	C	<p>女子チーム</p> <p>ライセンス申請者は、女子チームを保有するか、あるいはライセンス申請者と関連する法人内に置くことができる。なお、当該女子チームは、公式競技会に参加する義務はなく、当該チームに所属する選手の登録は義務づけられない。当該女子チームにおいて、サッカーの楽しさを提供し、他の女子チームとプレーする経験を得る機会を与えるために適切なイベント（スクール、クリニック、ミニトーナメント、地域レベルでのユース集会、等）を開催することが望ましい。</p>

第 9 章 施設基準

第 34 条 [施設基準]

(1) 施設基準の目的は、以下のとおりである。

- ① ライセンス申請者が各競技会を開催可能な、安全で快適なスタジアムを有すること
- ② ライセンス申請者が所属選手の技術的スキルの向上に役立つ、適切なトレーニング施

設を有すること

(2) 施設基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
I.01	A	<p>公認スタジアム</p> <p>(1) ライセンス申請者は、AFCクラブ競技会およびJリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ライセンス申請者がスタジアムを所有していること ② ライセンス申請者と使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、AFCチャンピオンズリーグのホームゲーム（ライセンス申請者が出場資格を得た場合）およびJリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を当該スタジアムで開催することを指す <p>(2) 前項のスタジアムは、日本国内にあって、JFAおよびJリーグに公認されており、Jリーグ規約に定める要件を満たしていなければならない。ただし、当該スタジアムがAFCクラブ競技会の会場として使用可能か否かを定める権限はAFCが留保する。</p>
I.02	A	<p>スタジアムの認可</p> <p>(1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スタジアム構造の安全性についての状態および改善方法 ② 管轄権を有する当局の安全・治安に関する規則との適合性を宣言する旨の表示 ③ スタジアム全体の収容人数（個々の座席、および合計人数） ④ 安全および治安についての戦略。この戦略には、チケット発行・販売システム、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事

		<p>や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網羅されていること</p> <p>(3) スタジアム認可書は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p>
I.03	A	<p>スタジアム：入場可能数</p> <p>(1) スタジアムは、Jリーグ規約に定める算定方法により、以下の人数が入場可能でなければならない。</p> <p>① J1クラブ主管公式試合：15,000人以上</p> <p>② J2クラブ主管公式試合：10,000人以上</p> <p>(2) 当該スタジアムが前項第2号のみを充足する場合には、J1クラブライセンスは交付されないものとする。</p>
I.04	A	<p>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</p> <p>(1) スタジアムには、地元警察、消防等の公的機関と協議のうえ、スタジアム内をすべてコントロールできる運営本部室、および警察・消防司令室が備えられなければならない。</p> <p>(2) 前項にいう運営本部室、警察・消防司令室は、それぞれ以下の機能を満たすものであり、かつ、当該機能を満たすに十分な広さと設備を整えなければならない。</p> <p>① 運営本部室</p> <p>イ. 試合運営を統括できること（記録室、場内放送室、大型映像装置操作室関連を含む）</p> <p>ロ. 警備員、係員、ボランティアスタッフ等の自主警備による場内外コントロールを統括できること</p> <p>ハ. チケットコントロールができること</p> <p>ニ. 交通アクセスのコントロールができること</p> <p>ホ. 天候等、試合運営に関する情報を集約できること</p> <p>② 警察・消防司令室</p> <p>イ. 警察・消防による監視司令ができること</p> <p>ロ. 緊急部隊、緊急車両の発動が指示できること</p> <p>(3) 運営本部室と警察・消防司令室は、常に連携できるようにしなければならない。</p>
I.05	A	<p>スタジアム：観客エリア</p> <p>スタジアム内の各スタンドは、異なるセクターに分離することができるようにしなければならない。</p>

I.06	A	<p>スタジアム：医務室・救護室</p> <p>(1) スタジアムには、医療援助を必要とする観客、関係者等を手当てするため、以下の機能を満たすに十分な広さ、設備を整えた医務室および救護室が備えられなければならない。ただし、救護室は仮設であってもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医務室は、場内外の医事運営を統括できること ② 救護室は、主として場内の観客を対象とした応急措置ができること <p>(2) 医務室と救護室は、常に連携できるようにしなければならない。</p>
I.07	A	<p>スタジアム：安全性</p> <p>(1) スタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。</p> <p>(2) ライセンス申請者はスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スタジアムおよびスタンドのすべての部分は、安全基準に準拠していること ② 観客エリア内のすべての一般用通路および階段を、明るい色で塗装すること（例：黄色）。なお、観客エリアから競技エリアへ移動するためのゲート、およびスタジアムの外へ移動するための出口となるすべての扉やゲートについても含まれる ③ クラブは、すべての一般用通路や通路、階段、扉、ゲート等に、観客の動線の流れを妨げる可能性のある障害物が置かれていないことを確認すること、また、その確認手順を定めること ④ スタジアム内のすべての出口およびゲート、および観客エリアから競技エリアへ移動するためのすべてのゲートは、観客側から見て外側に開くように設置し、観客がスタジアム内にいる間は施錠しないでおくこと ⑤ 扉やゲートは、常に不正使用がないように警備する係員が付き、緊急避難時には緊急の避難経路として確保すること ⑥ 不法侵入や不法占拠を防ぐために、扉やゲートは、その内側にいる人が簡単にかつ素早く施錠できるようにしておくこと。ただし、いかなる場合においても、観客がスタジアム内にいる間は、これらの扉やゲートを施錠してはならない ⑦ スタジアムには避雷針を設置すること ⑧ クラブ、および警察・消防司令が、十分に強力で信頼性の高い場内放送システムあるいは大型映像装置を使用して、スタ

		ジウム内外にいる観客との連絡に対応できること
I.08	A	<p>スタジアム：承認された避難計画</p> <p>ライセンス申請者は、緊急時にスタジアム内のすべての人が避難できる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、当該警察、消防の協力のもとに定めなければならない。</p>
I.09	A	<p>トレーニング施設</p> <p>(1) ライセンス申請者は、年間を通じてトレーニングに利用できる以下の施設を有していなければならない。</p> <p>① 常時使用できる天然芝もしくは人工芝のピッチ1面および屋内トレーニング施設</p> <p>② クラブハウス</p> <p>③ メディカルルーム</p> <p>(2) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者が所有していること</p> <p>② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること</p>
I.10	A	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>(1) ライセンス申請者は、年間を通じてアカデミーのトレーニングに利用できる以下の施設を有していなければならない。</p> <p>① 常時使用できる天然芝もしくは人工芝のピッチ1面および屋内トレーニング施設</p> <p>② クラブハウス</p> <p>③ メディカルルーム</p> <p>(2) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者が所有していること</p> <p>② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること</p>

I.11	B	<p>スタジアム：基本原則</p> <p>(1) スタジアムには、以下の各号の情報を含む、試合運営に関する基本原則を定め、観客が読むことができるように表示されなければならない。</p> <p>① 入場する権利に関する事項</p> <p>② 試合の中止または延期に関する事項</p> <p>③ 禁止事項、自粛事項</p> <p>④ 座席に関するルール</p> <p>⑤ スタジアムから退場処分となる行為</p> <p>⑥ 緊急避難経路</p>
I.12	B	<p>スタジアム：衛生施設</p> <p>(1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、多目的トイレを備えなければならない。</p> <p>(2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならない。試合中もその状態を保たなければならない。</p> <p>(3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性用小便器8台を備えなければならない。</p>
	C	<p>(4) 前項にかかわらず、Jリーグでは、1,000名の男性観客に対し、少なくとも洋式トイレ3室、男性用小便器15台および洗面台6台、また、1,000名の女性観客に対し、少なくとも洋式トイレ28室、洗面台14台を備え、5,000人の観客に対して多目的トイレ1室を備えることが望ましい。</p>
I.13	B	<p>スタジアム：屋根</p> <p>(1) スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていることが推奨される。</p>
	C	<p>(2) 前項にかかわらず、スタジアムの屋根は、すべての観客席を覆うことが望ましい。</p>
I.14	C	<p>スタジアム：案内サインと動線</p> <p>(1) スタジアム内外の案内看板は、Jリーグで定めた、国際的に理解可能なピクトグラフ（絵文字的言語）で表記することが望ましい。</p> <p>(2) スタジアムの案内サインは、できるだけ高い位置に、日本語・</p>

		<p>英語の両方で表記し、夜間でも視認できるようにすることが望ましい。</p> <p>(3) 前項に加え、スタジアムには、視覚障がい者のための案内サインを設置することが望ましい。</p> <p>(4) スタジアムへの動線およびスタジアム周辺、そしてスタジアム内には、異なるセクターへ誘導するための、明確な案内サインを設置することが望ましい。</p> <p>(5) 試合のチケットには、座席の位置が明確に確認できるように表示されていることが望ましい。また、チケットに印刷されている情報は、スタジアム内外に設置されている案内サインと関連付けられるものであることが望ましい。</p> <p>(6) チケットの半券には、入場後に観客を誘導する情報が含まれていることが望ましい。</p> <p>(7) 試合のチケットは席種別に色分けされていることが望ましい。</p> <p>(8) 入場者を誘導するために、スタジアムの壁には案内図を表示することが望ましい。</p>
I.15	C	<p>スタジアム：車椅子席</p> <p>(1) スタジアムには、車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えることが望ましい。</p> <p>(2) スタジアムには車椅子用のスロープを確保することが望ましい。</p> <p>(3) 車椅子席は、観戦の際の安全が確保される場所にあることが望ましい。</p> <p>(4) 車椅子席は、ホームとビジターに分けて設置することが望ましい。</p> <p>(5) 車椅子席は、雨に濡れることなく、前列の観客により視野を妨げられない場所にあることが望ましい。</p>

第 10 章 人事体制・組織運営基準

第 35 条〔人事体制・組織運営基準〕

(1) 人事体制・組織運営基準の目的は、以下のとおりである。

- ① ライセンス申請者がプロフェッショナルな方法で運営管理されること
- ② ライセンス申請者が、一定のノウハウおよび経験、スキルを有するスペシャリストを有すること
- ③ トップチームおよびその他のチームの選手が、資格を有するコーチによるトレーニングを受け、必要な医療スタッフによりサポートされること

(2) 人事体制・組織運営基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
P.01	A	<p>クラブ事務局</p> <p>ライセンス申請者は、以下の各号の情報を記した書式を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX 番号、E メールアドレス
P.02	A	<p>代表取締役</p> <p>ライセンス申請者には、会社法に定める手続きに則り、株主総会で選任された取締役のなかから任命された代表取締役がいなければならない。</p>
P.03	A	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、経理・財務を担当する常勤の取締役を置き、かつ、以下のいずれかに該当する者を財務担当（ファイナンスオフィサー）として置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会計参与 <ul style="list-style-type: none"> ただし会計参与を財務担当とする場合は、会計参与との連絡担当となる常勤の財務担当社員を置くこと ② 常勤の経理・財務担当で、課長職以上の者で、以下のいずれかの資格を有する者 <ul style="list-style-type: none"> イ. 公認会計士または税理士 ロ. 経理・財務分野において3年以上の実務経験を有し、Jリーグから発行される「財務担当適正証」を有する者
P.04	A	<p>運営担当（オペレーションオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、試合運営に関する事項について責任を有する運営担当（オペレーションオフィサー）として、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Jリーグが特定する試合運営に関する課程に参加し、その課

		<p>程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「運営担当適正証」を有する者</p>
P.05	A	<p>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、安全および治安に関する事項について責任を有するセキュリティ担当（セキュリティオフィサー）として、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明を有する者</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者</p> <p>③ Jリーグが特定する、安全と保安に関する課程に参加し、かつ、最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「セキュリティ担当適正証」を有する者</p>
P.06	A	<p>広報担当（メディアオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、メディアに関する事項について責任を有する広報担当（メディアオフィサー）として、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① Jリーグが特定するメディア関連業務に関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「広報担当適正証」を有する者</p>
P.07	A	<p>マーケティング担当</p> <p>ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を有するマーケティング担当として、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。ただし、マーケティング担当は、ライセンス申請者の従業員、あるいは、ライセンス申請者との契約に基づいて常駐している、外部企業に属する者とする。</p> <p>① Jリーグが特定するマーケティングに関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「マーケティング担当適正証」を有する者</p>
P.08	A	<p>医師（メディカルドクター）</p>

		<p>(1) ライセンス申請者は、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。当該医師は、試合およびトレーニング中の医療面のサポートを確実に行うものとする。</p> <p>(2) 前項にいう医師は、日本国医師免許を保有しているものとし、ライセンス申請者は、前項にいう医師のなかから、チームの医療面における責任者を任命し、Jリーグに届け出るものとする。</p>
P.09	A	<p>理学療法士</p> <p>ライセンス申請者は、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを置き、Jリーグに届け出なければならぬ。なお、メディカルスタッフは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー
P.10	A	<p>トップチーム監督</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たす者をトップチームの監督（ヘッドコーチ）に置かなければならぬ。なお、当該監督はJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決裁手続きを経たうえで任命されなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① JFAの定める有効な「S級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績 ② AFC「プロ」資格 ③ UEFA「プロ」資格
P.11	A	<p>トップチームのアシスタントコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たす者を1名以上、トップチームのコーチに置かなければならぬ。なお、当該コーチはJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決裁手続きを経たうえで任命されなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① JFAの定める有効な「A級」指導者資格またはそれに相当

		<p>するとJFAが認定した指導者としての実績</p> <p>② AFC「A級」資格</p> <p>③ UEFA「A級」資格</p>
P.12	A	<p>アカデミーダイレクター</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たし、かつ、国内外の登録チームでの3年以上の指導経験がある者をアカデミーダイレクター（育成責任者）に置かなければならない。なお、当該アカデミーダイレクターはJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決裁手続きを経たうえで任命されなければならない。</p> <p>① JFAの定める有効な「A級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績</p> <p>② AFC「A級」資格</p> <p>③ UEFA「A級」資格</p>
P.13	A	<p>アカデミーチーム監督</p> <p>ライセンス申請者は、第33条S.02に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの条件を満たす専任の監督を任命しなければならない。なお、当該監督はJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決裁手続きを経たうえで任命されなければならない。</p> <p>① JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績</p> <p>② AFC「B級」資格</p> <p>③ UEFA「B級」資格</p>
P.14	A	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、第33条S.02に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの条件を満たすコーチを1名以上置かなければならない。なお、当該コーチはJFAに登録されていなければならず、ライセンス申請者における決裁手続きを経たうえで任命されなければならない。</p> <p>① JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績</p> <p>② AFC「B級」資格</p> <p>③ UEFA「B級」資格</p>

P.15	A	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) ライセンス申請者は、警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託することで、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保しなければならない。</p> <p>(2) 前項の内容を証するため、ライセンス申請者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警備員を雇用すること ② 警備員を提供するスタジアム所有者と書面による契約を締結すること ③ 警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結すること <p>(3) ライセンス申請者は、ホームゲームの際、適切な資格を有している警備員を配置させなければならない。</p>
P.16	A	<p>権利と義務</p> <p>本条 P.02 から P.15 までに記された人員の職務上の権利および義務は、書面により定義されなければならない。</p>
P.17	A	<p>ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</p> <p>ライセンス申請書類を Jリーグに提出後、基準 P.01 から P.15 に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から 10 日以内にその詳細を文書にて Jリーグに通知しなければならない。</p>
P.18	A	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>(1) 本条 P.02 から P.14 に規定される人員について、シーズン途中に、ライセンス申請者の支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合、ライセンス申請者は当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はライセンス交付シーズンの末日までとする。</p> <p>(2) 本条 P.02 から P.14 に規定される人員について、ライセンス申請者の決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、ライセンス申請者は、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。</p> <p>(3) ライセンス申請者は、前 2 項に定める人員交代につき、交代を決定した日から 7 日以内に、文書にて Jリーグに通知しなければならない。</p>

第 11 章 法務基準

第 36 条〔法務基準〕

(1) 法務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
L.01	A	<p>AFCクラブ競技会出場への宣誓書</p> <p>ライセンス申請者は、以下の内容を遵守する旨の宣誓書を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① FIFA、AFCおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規定、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけFIFAまたはAFCが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ FIFAおよびAFC規約に基づき、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ JFAに公認されている競技会で競技すること ⑤ AFCに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ Jリーグクラブライセンス交付規則の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること ⑦ 提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること ⑧ クラブライセンスの交付主体であるJリーグおよびJFAに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること ⑨ AFCが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していることを認めること ⑩ AFCが国内レベルにおける抜き打ち検査の手順の実施を怠った場合、FIFAが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおける抜き打ち検査を実施する権利

		<p>を留保していることを認めること</p> <p>① 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的な事象について、Jリーグに通知すること</p>
L.02	A	<p>クラブの登記情報</p> <p>ライセンス申請者は以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者の定款原本の写し</p> <p>② ライセンス申請者の登記簿謄本（Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること）</p>
L.03	A	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>ライセンス申請者は、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣誓する旨の文書を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限3か月前以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <p>① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p> <p>④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること</p> <p>⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権原を有していること</p>
L.04	A	<p>クラブ内の懲戒手続き</p> <p>ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよび国内協会の規約、規程および規則に適合した、法的に有効な懲戒規則、あるいはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>

L.05	C	<p>選手と社員のための行動規範</p> <p>ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよび国内協会の規約、規程および規則に適合した、選手およびオフィシャルのための法的に有効な行動規範を提出することが推奨される。</p>
L.06	C	<p>顧問弁護士（リーガルオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、常勤・非常勤を問わず、ライセンス申請者の活動における法務事項について責任を有する顧問弁護士を置くことが推奨される。</p>

第 12 章 財務基準

第 37 条〔財務基準〕

(1) 財務基準の目的は以下のとおりとする。

- ① クラブの経済的および財務的能力を向上させること
- ② クラブの透明性と信頼性を高めること
- ③ 債権者保護を重視すること
- ④ シーズンを通じた国内競技会および国際競技会の継続性を保護すること
- ⑤ 国内競技会および国際競技会における財務面でのフェアプレーを監視すること

(2) ライセンス申請者が何らかの連結対象となる会社を有しており、当該ライセンス申請者が支配会社である場合には、個別財務諸表のほか、連結財務諸表をライセンサーに提出しなければならない。

(3) ライセンス申請者の関連当事者との取引は、日本国の会計基準に基づいて会社法に定める計算書類に注記されるか、別添資料を作成してライセンサーに提出されなければならない。

(4) 財務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
F.01	A	<p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) ライセンス申請者は、AFCおよびライセンサーの指示に基づき、ライセンス申請者の有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該財務諸表は監査法人または公認会計士の監査を受けたものとし、ライセンサーの求めに応じ、決算の詳細はライセンサー</p>

		<p>に開示されなければならない。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、前項の資料に基づき、ライセンスを申請した日の属するシーズンの翌シーズンのライセンス交付について審査されるものとする。</p>
F.02	C	<p>中間財務諸表（監査済み）</p> <p>ライセンス申請者は、中間期の財務諸表を追加で提出することができる。</p>
F.03	A	<p>選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>ライセンス申請者は、ライセンスが交付されるシーズンの前年の12月31日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスが交付されるシーズンの3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.04	A	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>ライセンス申請者は、ライセンスが交付されるシーズンの前年の12月31日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関する FIFA 規則」に従ったすべてのプロ選手、および第35条のP.02からP.14までに示す人員を含む）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、翌年の3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.05	A	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) F I Bによってライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、ライセンス申請者はライセンサーに対し、当該申請者がライセンス交付文書を提出した日が属する事業年度の前年度の末日以降、ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事</p>

		<p>象または状況が生じたか否かを表明する書式を提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項に関わらず、ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、ライセンス申請者は当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。</p>
F.06	A	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ライセンス申請締切日が属するライセンス申請者の事業年度の年次の損益予算を科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、Jリーグが指定する期日までに、ライセンスが交付されるシーズンを含む決算期におけるライセンス申請者の財務状況の見通しを説明する資料を提出し、その資料に基づいてCLAの調査を受けなければならない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、ライセンス申請者が、監査報告書において適正意見が付されなかった場合（不適正意見が付されたか、あるいは意見不表明となった場合など）には、ライセンス申請者は資金繰り表、財務状況に関する見通しのリスクとを説明する資料を作成し、ライセンス申請者の財務面での見通しについて説明しなければならない。ただし当該資料は、AFC規則の定めに従って作成されたものとする。</p>
F.07	A	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>(1) ライセンスの交付を受けた後、ライセンス交付の対象となるシーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、ライセンシーはライセンサーに対し、その出来事の内容、およびライセンシーの事業に与える影響を説明した書式を提出しなければならない。</p> <p>(2) ライセンサーは、前項の書式を、ライセンス交付の対象となるシーズンの翌シーズンにおけるライセンス交付の評価資料に加えることができる。</p>
F.08	A	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>ライセンス申請者が財務状況の見通しの説明に対する違反行為を</p>

	<p>行った場合、ライセンス申請者はライセンサーの指示に従い、財務状況の見通しを修正し、過去6か月以上の財務状況資料を合わせて提出しなければならない。</p>
--	---

第 13 章 雑則

第 38 条〔守秘義務〕

Jリーグ、C L A、ライセンス調査チーム、F I B、A Bの関係者は、本交付規則およびJリーグクラブライセンス関連規程に定める場合を除き、Jライセンス申請手続きの過程でライセンス申請者から提出された資料および当該資料に記載されたライセンス申請者の非公開の情報を、当該ライセンス申請者の事前の同意なくして第三者に開示してはならない。ただし、J F Aに開示する場合および第9条に定めるA F Cによる検査の場合を除く。

第 39 条〔言語〕

本交付規則は日本語版と英語版をもって作成される。第9条第3項に定める場合を除き、日本語版を正文とし、日本語版と英語版との間で解釈に相違がある場合、日本語版による解釈が優先するものとする。

第 40 条〔本交付規則に定めのない事項〕

- (1) 本規則に規定されていない事項については、Jリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) 前項の定めに関わらず、本規則に規定されていない事項のうちA F Cクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、A F C規則に基づきA F Cが決定を下すことがある。この場合、A F Cの決定がJリーグの決定に優先する。
- (3) A F Cが本交付規則およびA F C規則に関連する事項につき、別途Jリーグに対して指示を行った場合には、Jリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

第 41 条〔改正〕

本交付規則の改正は、Jリーグ理事会の発議に基づくJリーグ総会の議決を経て、A F Cに本交付規則の改正に関する承認を得て、これを行う。

第 42 条〔附則〕

本交付規則は2012（平成24）年2月1日から施行する。

定義集

「AFC」とは、アジアサッカー連盟を意味する。

「AFCクラブ競技会」とは、AFCチャンピオンズリーグ、AFCカップおよびAFCプレジデントスカップの総称を意味する。

「AFC規則」とは、AFC Club Licensing Regulations を意味する。

「AFC調査人」とは、本交付規則第9条第1項に定める意味を有する。

「AFCライセンス」とは、本交付規則第2条第1項に定める意味を有する。

「LM」とは、本交付規則第12条第1項に定める意味を有する。

「FIB」とは、本交付規則第11条第1号イに定める意味を有する。なお、各ライセンス申請又は取消手続の審査との関係において「FIB」というときは、「FIBパネル」を意味する。

「FIBパネル」とは、本交付規則第14条第7項に定める意味を有する。

「AB」とは、本交付規則第11条第1号ロに定める意味を有する。なお、各上訴の審査の関係において「AB」というときは、「ABパネル」を意味する。

「ABパネル」とは、本交付規則第16条6項に定める意味を有する。

「CLA」とは、本交付規則第11条第1項第2号に定める意味を有する。

「Jライセンス」とは、本交付規則第1条に定める意味を有する。

「Jリーグクラブライセンス関連規程」とは、本交付規則第5条に定める意味を有する。

「J1クラブライセンス」とは、本交付規則第21条第1項第1号に定める意味を有する。

「J2クラブライセンス」とは、本交付規則第21条第1項第2号に定める意味を有する。

「シーズン」とは、Jリーグ規約第54条に定める開催期間の属する年の2月1日から翌年1月31日までの期間を意味する。

「ライセンス申請者」とは、Jライセンスを申請するクラブを意味する。

「ライセンシー」とは、Jライセンスを交付されたクラブを意味する。

「ライセンス評価チーム」とは、本交付規則第12条第5項に定める意味を有する。

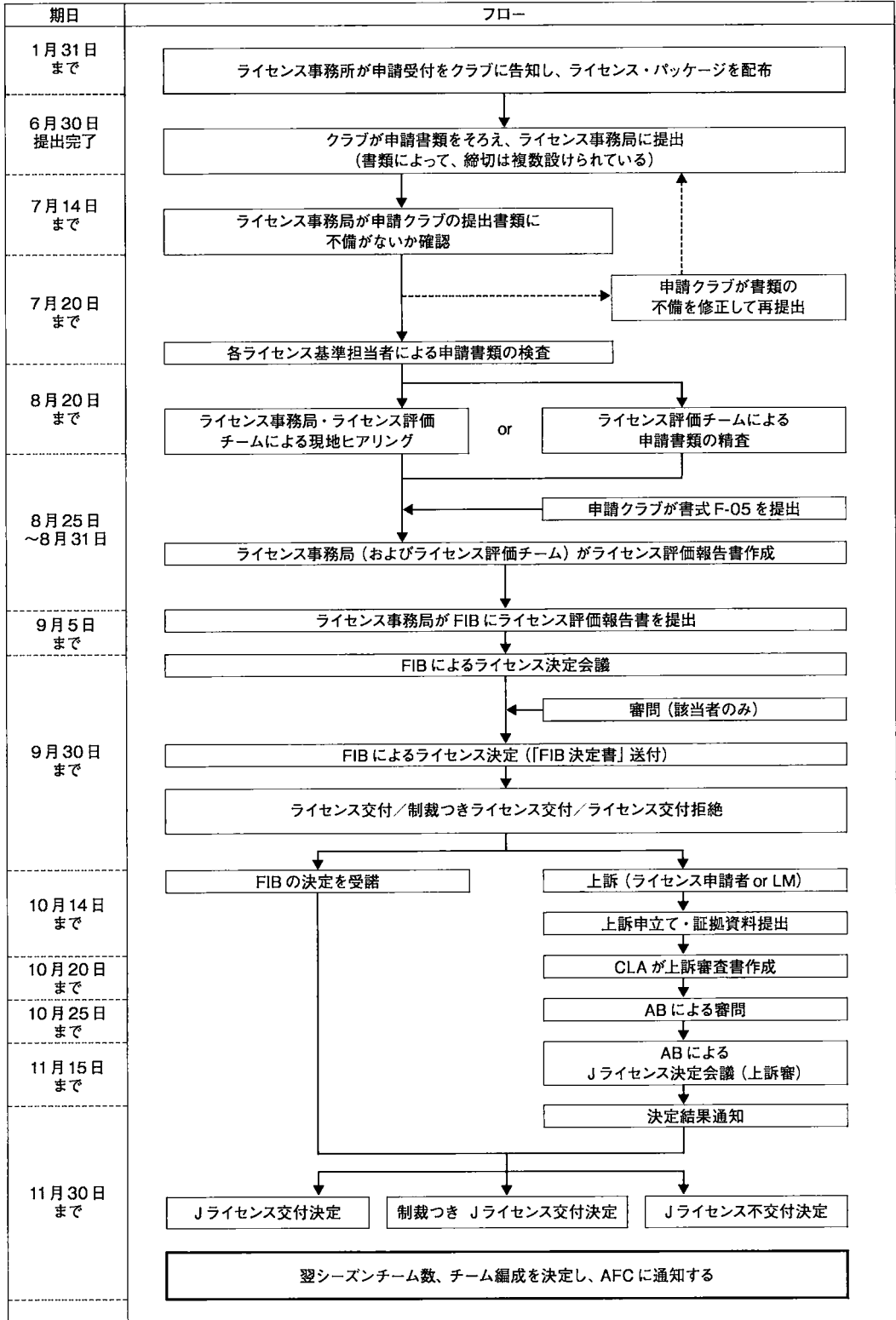
「ライセンス・パッケージ」とは、本交付規則第24条第5項に定める意味を有する。

「コアプロセス」とは、本交付規則第25条第1項に定める意味を有する。

「ライセンス基準」とは、本交付規則第7条第1項に定める意味を有する。

「上訴人」とは、上訴申立てを行ったクラブまたはLMを意味する。

Jリーグ クラブライセンス 申請から交付までのフロー



**Jリーグ
クラブライセンス交付規則**

運用細則

1. 総則

1-1 〔目的〕

本運用細則は、Jリーグクラブライセンス交付規則（以下「交付規則」という。）第5条の定めに基づき、Jライセンスの審査基準、審査手続および申請フローについて定めるものである。

1-2 〔定義〕

本運用細則において用いられているものの別段定義されていない各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、交付規則に定める意味を有するものとする。

1-3 〔遵守義務〕

- (1) Jリーグ、C L A、F I B、A B、ライセンス申請者およびライセンシーならびにその役員およびその他の関係者は、本運用細則を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、Jライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、Jライセンスの申請または取消しに関連する手続において、L M、C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

1-4 〔提出方法および連絡方法〕

- (1) 本運用細則に基づき、ライセンス申請者またはライセンシーがC L Aに対してライセンス申請書類その他の書類を提出する場合の方法は、書留郵便、宅配便（追跡調査が可能なものに限る）または手交のいずれかによるものとする。
- (2) 本運用細則に基づき、L MおよびC L Aがライセンス申請者またはライセンシーに対して連絡を行う場合の方法は、書留郵便、宅配便（追跡調査が可能なものに限る）、電子メール、F A X、または手交による文書の交付のいずれかによるものとする。

1-5 〔期限〕

本運用細則において定められた期限が営業日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に基づき休日とされる日以外の日をいう）以外の日であるときは、期限は翌営業日に伸長されるものとする。

1-6 〔立証責任／証拠方法〕

- (1) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者またはライセンシーが負う。
- (2) ライセンス基準の充足に関する証拠方法は、原則として文書とする。

2. 運用細則

2-1 [競技基準の運用細則]

交付規則第 33 条に定める競技基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
S.01	A	<p>承認されたアカデミープログラム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者が書式 S-01 「アカデミー申請書」を Jリーグに提出する。なお、Jクラブであるライセンス申請者は、当該書式の提出によって、Jリーグのアカデミー認定の申請を兼ねる。</p> <p>(2) Jクラブであるライセンス申請者の場合、提出期限は 4 月 30 日とする。ライセンス申請者が Jリーグ準加盟クラブである場合は、提出期限は 6 月 30 日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 書式 S-01 は期限までに提出されたか ② 書式 S-01 の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 書式 S-01 の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) CLA は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) ライセンス申請者が Jクラブである場合、Jリーグは、前条の審査に合格したライセンス申請者に対し、原則として 6 月 30 日までに「アカデミー認定」を行い、その後、アカデミー支援金を交付する。当該アカデミー認定をもってライセンス申請者は基準 S.01 を満たすものとする。ライセンス申請者が Jリーグ準加盟クラブである場合も同様に、前条の審査に基づいて判定を行うが、アカデミー支援金は交付されない。</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準 S.01 を満たさないものとする。</p>

		<p>① 書式 S-01 を期限までに提出せず、C L A からの提出指示に従わないとき</p> <p>② Jリーグ準加盟クラブであるライセンス申請者が、前条に基づく審査に合格しなかったとき</p> <p>③ いったんアカデミー認定を受けたライセンス申請者が、Jライセンスが交付される前にアカデミー認定を取り消されたとき</p> <p>4. 本基準におけるその他の遵守事項および注意事項 基準 S.01 (1) ⑧に定める「アカデミー選手のための医療面のサポート」については、トップチーム選手に対するメディカルチェックと同じ内容のサポートを実施することが望ましい。</p>
S.02	A	<p>アカデミーチーム</p> <p>1. 提出書類と期限 基準 S.01 と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査 基準 S.01 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 基準 S.01 の判定に包含する。</p> <p>4. 本基準におけるその他の遵守事項および注意事項 A F C クラブライセンス交付規則における基準 S.02 が定めるユースチームの分類と、交付規則 S.02 において定めるアカデミーチームとの対照はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>① 15 歳から 21 歳までの年齢層を対象としたユースチーム：交付規則にいう U-18 チーム</p> <p>② 10 歳から 14 歳までの年齢層を対象としたユースチーム：交付規則にいう U-15 チーム、U-12 チーム</p> <p>③ 10 歳未満を対象としたチーム：交付規則にいう U-10 チームまたはそれに代替するサッカースクールおよびクリニック</p>
S.03	A	<p>選手の医療面でのケア</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、Jリーグ試合実施要項第 21 条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分を Jリーグに提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書式の提出日は、Jリーグ試合実施要項 21 条に基づき、C L A が別途定める。</p>

		<p>2. 審査 C L A は、当該ライセンス申請者が、登録した選手全員分の J リーグメディカルチェック報告書を提出したか否かを確認する。</p> <p>3. 判定 (1) ライセンス申請者が、登録選手全員分の J リーグメディカルチェック報告書を提出した場合は、基準 S.03 を満たすものとする。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準 S.03 を満たさないものとする。 ① J リーグメディカルチェック報告書を期限までに提出せず、C L A からの提出指示に従わないとき ② 選手がメディカルチェックを受けていないにもかかわらず、受けたものとして虚偽のメディカルチェック報告書を提出した場合</p> <p>4. 基準 S.03 におけるその他の遵守事項および注意事項 メディカルチェックを受診していない選手は、J リーグ規約第 99 条の 2 の定めに基づく J リーグへの登録を行うことができない。</p>
S.04	A	<p>プロ選手との書面による契約</p> <p>1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべて（以下「契約関係書類」という）の写しを、登録選手全員分提出する。 (2) 前項の書類の提出期日は、C L A が別途定める。</p> <p>2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 契約関係書類は期限までに選手全員分提出されたか ② 契約関係書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 契約関係書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか ④ 契約関係書類に、基準 S.04 に定める内容が盛り込まれているか</p> <p>3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 S.04 を満たさないものとする。 ① 契約関係書類の内容が虚偽であったとき</p>

		<p>② 提出期限までに契約関係書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 契約関係書類が、基準 S.04 の定める内容を満たしておらず、Jリーグからの度重なる注意にも従わなかったとき</p> <p>4. 基準 S.04 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) Jリーグ規約第 92 条に基づき、Jクラブは選手と締結したすべての契約書の写しをC L Aに提出しなければならない。</p> <p>(2) ライセンス申請者自らが選手契約書に付帯する覚書あるいはJ F AおよびJリーグが統一書式として定めたものではない形式の選手契約書（いわゆる「非統一選手契約書」と呼ばれる契約書）を作成する場合は、交付規則に定める内容を当該書式に盛り込むよう、十分注意すること。</p>
S.05	A	<p>レフェリングに関する事項と「競技規則」</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) Jクラブであるライセンス申請者は、Jリーグが主催し、JFA 審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関する「ルール講習会」に出席した者のリストを提出し、当該ライセンス申請者に所属する選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明する。</p> <p>(2) 準加盟クラブであるライセンス申請者は、日本フットボールリーグ（以下「J F L」という）が主催し、JFA 審判委員会 が説明する、レフェリングおよび競技規則に関する「ルール講習会」に出席した者のリストを提出し、当該ライセンス申請者に所属する選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明する。</p> <p>(3) Jクラブに所属する新人選手については、シーズン開幕前に実施される「Jリーグ新人研修会」で行われるルールテストに合格する。</p> <p>(4) 第 1 項および第 2 項に関しては、提出期限を 6 月 30 日とする。前項に関してはライセンス申請者からの提出物はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>審査は以下の点について行われる。</p> <p>(1) 「ルール講習会」の出席者リストが期限までに提出されたかどうか</p> <p>(2) 「ルール講習会」においては、講習会当日にJリーグ（前条第 2 項に該当する場合は J F L）または講師が出席者を確認のう</p>

		<p>え、ライセンス申請者が出席者リストを作成したかどうか</p> <p>(3)「Jリーグ新人研修会」におけるルールテストの可否</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 S.05 を満たさないものとする。</p> <p>① 「ルール講習会」に出席した者のリストの内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに「ルール講習会」に出席した者のリストを提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ ルールテストに合格しなかった者がいるとき</p>
S.06	C	<p>人種的平等の実践</p> <p>ライセンス申請者は、基準 S.06 に該当する書類や資料等がある場合は、随時C L Aに提出できる。</p>
S.07	C	<p>女子チーム</p> <p>ライセンス申請者は、基準 S.07 に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、随時C L Aに提出できる。</p>

2-2〔施設基準の運用細則〕

交付規則第 34 条に定める施設基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
I.01	A	<p>公認スタジアム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>① Jリーグ公式試合で使用するホームスタジアムおよびホームスタジアム扱いするスタジアムの「ホームスタジアム確認書」(書式 I-01-1)に、施設所有者およびライセンス申請者の押印がなされているもの</p> <p>② 提出日から3か月前以内に作成された「ホームスタジアム検査表」(書式 I-01-2)</p> <p>(2) 前項の書類の提出期限は、ともに6月30日とする。</p>

		<p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 書式 I-01-1 および I-01-2 は期限までに提出されたか ② 書式 I-01-1 および I-01-2 の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 書式 I-01-1 および I-01-2 の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか ④ 書式 I-01-1 および I-01-2 の内容に基づき、審査対象となったスタジアムが Jリーグ規約第 29 条第 2 項、第 30 条、第 32 条、第 35 条第 1 項の規定を満たしているか <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準 I.01 を満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 書式 I-01-1 および I-01-2 を期限までに提出せず、C L A からの提出指示に従わないとき ② 書式 I-01-1 または I-01-2 の内容に虚偽があったとき ③ 書式 I-01-1 および I-01-2 に基づく審査の結果、審査対象となったスタジアムが前条第 1 項第 4 号に定める要件を満たさないため、Jリーグ公式戦を開催することができないとき。ただし、Jリーグ理事会の承認を得た場合は、この限りではない <p>4. 基準 I.01 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準 I.01 の審査対象となったホームスタジアムが A F C チャンピオンズリーグの試合会場として使用できるか否かを決定する権限は、A F C が留保する。</p>
I.02	A	<p>スタジアムの認可</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 I.01 に対する提出書類のほか、ライセンス申請者が作成したスタジアムの警備計画書を提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は 6 月 30 日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ

		<p>れているか</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準 I.02 に示す要件を満たしていると Jリーグが十分に評価できるかどうか</p> <p>④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準 I.02 を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L A からの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準 I.02 に示す要件を満たしていないことが明らかである場合</p>
I.03	A	<p>スタジアム：入場可能数</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 I.01 と同じ提出書類および期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 I.01 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.01 の判定に包含する。</p>
I.04	A	<p>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 I.01 と同じ提出書類および期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 I.01 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.01 の判定に包含する。</p>
I.05	A	<p>スタジアム：観客エリア</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 I.01 と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p>

		<p>基準 I.01 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.01 の判定に包含する。</p>
I.06	A	<p>スタジアム：医務室、救護室</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 I.01 と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 I.01 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.01 の判定に包含する。</p>
I.07	A	<p>スタジアム：安全性</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 I.02 と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 I.02 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.02 の判定に包含する。</p>
I.08	A	<p>スタジアム：承認された避難計画</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 I.02 と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 I.02 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.02 の判定に包含する。</p>
I.09	A	<p>トレーニング施設</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、書式 I-09-1、I-09-2 に必要事項を記入してCLAに提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入さ</p>

		<p>れているか</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準 1.09 に示す要件を満たしていると Jリーグが十分に評価できるかどうか</p> <p>④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準 1.09 を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L A からの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準 1.09 に示す要件を満たしていないことが明らかである場合</p> <p>4. 基準 1.09 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準 1.09 にいうトレーニング施設のピッチには、夜間照明が設置されていることが望ましい。</p> <p>(2) 基準 1.09 にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内のピッチまたはクラブハウス内、スポーツ施設内等に設置されたトレーニングルームなど、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境があることを指す。</p> <p>(3) 基準 1.09 にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能なスペースと器具を有する部屋のことを指す。</p>
1.10	A	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準 S.01 の提出書類をもとに審査を行うため、基準 1.10 のために個別に提出する書類はない。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、C L A からライセンス申請者に対して指示があった場合は、ライセンス申請者は以下の資料を提出する。</p> <p>① ライセンス申請者が施設を所有する場合は、各施設の所有を証明し、施設の詳細を明示した書式</p> <p>② ライセンス申請者が施設を所有せず、賃借している場合は、使用する各施設の所有者との契約書またはそれに準ずる書式</p>

		<p>(使用に関する覚書もしくは施設の保有者発行の使用許可書等) および施設の詳細を明示した書式</p> <p>(3) 前2項に定める書類の提出期限は、基準 S.01 に対する提出書類と同一の日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>審査は基準 S.01 の審査に包含されるものとし、同基準にいう「アカデミー認定」をもって、本基準を満たすものとする。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準 I.10 を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L A からの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 基準 S.01 にいうアカデミー認定が行われなかったとき (ライセンス申請者が準加盟クラブの場合は、基準 S.01 に定める要件を満たさなかったとき)</p> <p>4. 基準 I.10 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準 I.10 にいうトレーニング施設には、夜間練習が可能なよう、照明が設置されたピッチが設けられていなければならない。</p> <p>(2) 基準 I.10 にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内のピッチまたはクラブハウス内、スポーツ施設内等に設置されたトレーニングルームなど、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境があることを指す。</p> <p>(3) 基準 I.10 にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能な機材を有する屋内の部屋またはスペースのことを指す。</p>
I.11	B	<p>スタジアム：基本原則</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 I.01 と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 I.01 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.01 の判定に包含する。</p>
I.12	B・C	<p>スタジアム：衛生施設</p> <p>1. 提出書類と期限</p>

		<p>基準 I.01 と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 基準 I.01 の審査に包含する。</p> <p>(2) 前項に加え、基準 I.12 においては、洗面台の数、洗面所に設置されたタオルまたは消毒液あるいはハンドドライヤーの数を計測する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.01 の判定に包含する。</p>
I.13	B・C	<p>スタジアム：屋根</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 I.01 と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 I.01 の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>基準 I.01 の判定に包含する。</p>
I.14	C	<p>スタジアム：案内サインと動線</p> <p>ライセンス申請者は、基準 I.14 に該当する書類や資料等がある場合は、随時 C L A に提出できる。</p>
I.15	C	<p>スタジアム：車椅子席</p> <p>ライセンス申請者は、基準 I.15 に該当する書類や資料等がある場合は、随時 C L A に提出できる。</p>

2-3 【人事体制・組織運営基準の運用細則】

交付規則第 35 条に定める人事体制・組織運営基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
P.01	A	<p>クラブ事務局</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <p>① 書式 P-01-1 および書式 P-01-2</p>

		<p>② ライセンス申請者の役員・社員・従業員一覧表（書式自由）</p> <p>③ ライセンス申請者の組織図（書式自由）</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 P.01 は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p>
P.02	A	<p>代表取締役</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準 P.01 および基準 L.02 の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出する書類はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 P.02 は満たさないものとする。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき
P.03	A	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 P.01 に対する提出書類のほか、以下のいずれかの書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公認会計士または税理士の資格を証明するものの写し ② C L A が発行する「財務担当適正証」 <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は 6 月 30 日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 P.03 は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示に従わなかったとき <p>4. 基準 P.03 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>「財務担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えて C L A に提出し、C L A より「財務担当適正証」の発行を受ける。</p>
P.04	A	<p>運営担当（オペレーションオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 P.01 に対する提出書類のほか、C L A が発行する「運営担当適正証」を提出する。</p>

		<p>(2) 前項の「運営担当適正証」の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 P.04 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「運営担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「運営担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準 P.04 の①に該当する者は、Jリーグが定める試合運営に関する課程を修了したことを証する、Jリーグ発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」とあわせて提出する。</p> <p>(2) 基準 P.04 の①にいう「試合運営に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブの運営担当（正）もしくは運営担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) 運営担当（オペレーションオフィサー）は、基準 P.05 のセキュリティ担当と兼務できる。</p>
P.05	A	<p>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 P.01 に対する提出書類のほか、以下のいずれかの書類を提出する。</p> <p>① 日本において法的に有効な、警察官あるいは警備員としての</p>

		<p>身分証明書の写し</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認める機関が発行する、安全と保安についての免許</p> <p>③ C L Aが発行する「セキュリティ担当適正証」</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 P.05 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「セキュリティ担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要な事項を記入し、担当者の略歴を記した資料およびJリーグが定める安全と保安に関する課程を修了したことを証する、C L A発行の課程修了証をC L Aに提出し、C L Aより「運営担当適正証」の発行を受ける。</p> <p>(2) 基準 P.05 にいう「安全と保安に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブのセキュリティ担当として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) セキュリティオフィサーは、基準 P.04 の運営担当（オペレーションオフィサー）と兼務できる。</p>
P.06	A	<p>広報担当（メディアオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 P.01 に対する提出書類のほか、J</p>

		<p>リーグが発行する「広報担当適正証」を提出する。</p> <p>(2) 前項にいう「広報担当適正証」の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「広報担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「広報担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P.06の①に該当する者は、Jリーグが定めるメディア関連業務に関する課程を修了したことを証する、C L A発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」とあわせて提出する。</p> <p>(2) 基準P.06にいう「メディア関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブの広報担当（正）もしくは広報担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p>
P.07	A	<p>マーケティング担当</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、C L Aが発行する「マーケティング担当適正証」を提出する。</p> <p>(2) 前項にいう「マーケティング担当適正証」の提出期限は6月30日とする。</p>

2. 審査

(1) 審査は以下の点について行われる。

- ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか
- ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか
- ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか

(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示に従わなかったとき

4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項

(1) 「マーケティング担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要な事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L A に提出し、C L A より「マーケティング担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P.07の①に該当する者は、Jリーグが定めるマーケティングに関する課程を修了したことを証する、C L A 発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」をあわせて提出する。

(2) 基準P.07にいう「マーケティング関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。

(3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、以下のいずれかの業務（関連する業務を含む）を1年以上経験していることを指す。

- ① ブランド価値の向上
- ② スポンサーや商業パートナーとの取引関係管理
- ③ 地元テレビ局、メディア媒体との関係構築・管理
- ④ 営業管理
- ⑤ マーチャンダイジング管理
- ⑥ 顧客関係管理
- ⑦ イベント管理

		⑧ スタジアムに関する商業活動の管理
P.08	A	<p>医師（メディカルドクター）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <p>① 日本国医師免許の写し</p> <p>② ライセンス申請者と当該医師との雇用契約書あるいはそれに準ずる書類の写し</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、C L A が別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>Jリーグ規約第 52 条の定めにより、Jクラブは、すべての試合にドクターを同行させなければならない。</p>
P.09	A	<p>理学療法士</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <p>① 基準 P.09 ①から⑥までに該当する資格の資格認定証の写し</p> <p>② ライセンス申請者と当該メディカルスタッフとの雇用契約書あるいはそれに準ずる書類の写し</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、C L A が別途定める。</p> <p>2. 審査</p>

		<p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示に従わなかったとき
P.10	A	<p>トップチーム監督</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からC L A に提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本基準では、当該監督が基準P.10の内容を満たす指導者資格保有者である否かを審査する。 (2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 <p>3. 判定</p> <p>当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>本基準はライセンス申請者がJクラブである場合に適用される。ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合には、Jリーグ入会後の最初のシーズン開幕までに当該監督が基準P.10を満たすようにしなければならない。</p>
P.11	A	<p>トップチームのアシスタントコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限</p>

		<p>JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLAに提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該コーチが基準P.11の内容を満たす指導者資格保有者である否かを審査する。</p> <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>本基準はライセンス申請者がJクラブである場合に適用される。ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合には、Jリーグ入会後の最初のシーズンまでに当該コーチが基準P.11を満たすようにしなければならない。</p>
P.12	A	<p>アカデミーダイレクター</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLAに提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該アカデミーダイレクターが基準P.12の内容を満たす指導者資格保有者である否かを審査する。</p> <p>(2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該アカデミーダイレクターが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>本基準はライセンス申請者がJクラブである場合に適用される。ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合には、Jリーグ入会後の最初のシーズンまでに当該アカデミーダイレクターが基準P.12を満たすようにしなければならない。</p>
P.13	A	<p>アカデミーチーム監督</p>

		<p>1. 提出書類と期限 JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLAに提出するものはない。</p> <p>2. 審査 (1) 本基準では、当該監督が基準P.13の内容を満たす指導者資格保有者である否かを審査する。 (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 本基準はライセンス申請者がJクラブである場合に適用される。ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合には、Jリーグ入会後の最初のシーズンまでに当該監督が基準P.13を満たすようにしなければならない。</p>
P.14	A	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限 JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLAに提出するものはない。</p> <p>2. 審査 (1) 本基準では、当該コーチが基準P.14の内容を満たす指導者資格保有者である否かを審査する。 (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 本基準はライセンス申請者がJクラブである場合に適用される。ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合には、Jリーグ入会後の最初のシーズンまでに当該コーチが基準P.14を満たすようにしなければならない。</p>

P.15	A	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 P.15 (2) の要件を満たすことを示す、ライセンス申請者と当該警備員または警備会社あるいはスタジアム所有者との契約書、またはそれに類する書類の写しを提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示に従わなかったとき</p>
P.16	A	<p>権利と義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 S.04 および基準 L.04 に対する提出書類のほか、基準 P.02 から基準 P.14 に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写しを提出する。</p> <p>(2) 前項の書類の提出期限は、C L A が別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に</p>

		<p>確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 P.16 に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めて J ライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式（書式 P-16）を提出すれば足りるものとする。</p>
P.17	A	<p>ライセンス申請文書提出後の変更通知義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>各基準に定める書類の提出締切日から、J ライセンス交付決定日までの間に、基準 P.17 に該当する変更があった場合には、書式 P-17 に必要事項を記入して C L A に提出する。当該変更がない場合には、書式の提出の必要はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) J リーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) J リーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p>

		<p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 P.17 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がJライセンスの交付に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をF I Bに報告する。</p> <p>(2) F I Bは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス交付に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンス交付に対する判定を行うことができる。</p>
P.18	A	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者は、基準 P.18 に該当する変更があった場合には、書式 P-18 に必要事項を記入してC L Aに提出する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 P.18 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がライセンス交付シーズンに対するJライセンス判定に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をF I Bに報告する。</p>

		(2) F I Bは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンスの取り消しに関する判定を行うことができる。
--	--	---

2-4 [法務基準の運用細則]

交付規則第36条に定める法務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
L.01	A	<p>AFCクラブ競技会出場への宣誓書</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は書式L-01をCLAに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式L-01は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式L-01を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式L-01を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p>
L.02	A	<p>クラブの登記情報</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は基準L.02および書式L-01に定める書類をCLAに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日とする。</p>

		<p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 L.02 に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式（書式 L-02）を提出すれば足りるものとする。</p>
L.03	A	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>書式 L-01 を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式 L-01 は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式 L-01 の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式 L-01 を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p>

		<p>② ライセンス申請者が書式 L-01 を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 L-01 に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p>
L.04	A	<p>クラブ内の懲戒手続き</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <p>① ライセンス申請者の就業規則の原本の写し</p> <p>② ライセンス申請者の選手との選手契約書およびそれに付帯する覚書の写し</p> <p>③ 基準 P.02 から基準 P.14 に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写し</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限はすべて6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 L.04 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式（書式 L-04）を提出すれば足りるものとする。</p>

		(3) ライセンス申請者の就業規則には、社員がJFAおよびJリーグの諸規程を遵守する旨の条項を盛り込むようにすることが望ましい。また、ライセンス申請者の取締役・監査役は、その役職の範囲にかかわらず、当該条項に従うことにつき、本人の書面による承諾を得ることが望ましい。
L.05	C	選手と社員のための行動規範 ライセンス申請者は、基準L.05に該当する書類や資料等がある場合は、随時CLAに提出できる。
L.06	C	顧問弁護士（リーガルオフィサー） ライセンス申請者は、基準L.06に該当する書類や資料等がある場合は、随時CLAに提出できる。

2-5〔財務基準の運用細則〕

交付規則第37条に定める財務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
F.01	A	年次財務諸表（監査済み） 1. 提出書類 (1) 基準F.01に基づき、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度における以下の書式すべてをCLAに提出する。 ① 日本国の会社法施行規則および会社計算規則に定める、以下の書類一式 イ. 事業報告 ロ. 附属明細書（事業報告関係） ハ. 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） ニ. 附属明細書（計算書類関係） ② 監査法人、または公認会計士による監査報告書 ③ 法人税確定申告書一式。ただし、以下の書式のうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものはすべてCLAに提出する

イ. 別表一から別表二十関係の書式および特別償却の付表

ロ. 勘定科目内訳明細書

- ④ 消費税および地方消費税の申告書およびそれに添付する付表2
 - ⑤ 都道府県民税・事業税確定申告書（第六号様式）一式。ただし、第六号様式別表一から別表十四までのうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものをすべてC L Aに提出する
 - ⑥ 法人市民税（区市町村民税）確定申告書（第二十号様式）
 - ⑦ 固定資産減価償却内訳表（A4サイズで書式自由とし、資産ごとの取得価額、期首帳簿価額、減価償却費、期末帳簿価額が分かるものとする）
 - ⑧ 前年度の損益実績表（Jリーグ指定書式）
 - ⑨ 前年度末日現在の株主一覧表または正会員一覧表
 - ⑩ 前年度末日現在の残高試算表（貸借対照表、損益計算書の両方を提出。月次推移表形式での提出が望ましい）
- (2) 前項に定める書類の提出期限は、ライセンス申請者が定款で定める事業年度の最終日から90日以内とする。

2. 審査

Jリーグは、以下のとおり審査を行う。

- ① 年次財務諸表一式の提出を受けたC L Aが、提出物がすべてそろっているかを確認し、ライセンス申請者の前期損益および前期末現在の純資産額を調査する
- ② C L Aとライセンス評価チームが年次財務諸表一式の内容について検討と分析を行い、現地ヒアリング調査を行うライセンス申請者を選定する。財務状態が良好で会計の正確性もあり、現地ヒアリングを行う必要がないと判断されるライセンス申請者に対しては、C L Aがその旨を連絡する
- ③ C L Aおよびライセンス評価チームがライセンス申請者に対し、ヒアリング調査を行う。ヒアリング調査は経営状況、会計管理に関する調査のほか、交付規則に定める各基準全般についても行う
- ④ ライセンス申請者が交付規則および本運用細則に定める条件を満たしていない場合は、C L Aおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいてその条件を満たしていないことを確認のうえ、その内容についてクラブに説明を行う
- ⑤ C L Aおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいて、ライセンス申請者がJライセンスの交付を受けるにあ

		<p>たって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 F.01 は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>(2) 提出された財務諸表に基づいて審査を行い、以下のいずれかに該当する場合は基準 F.01 を満たさないものとする。</p> <p>① 3期連続で当期純損失を計上した場合。ただし、判定は2012年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない</p> <p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合。ただし判定は2014年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない</p> <p>③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合</p> <p>4. 基準 F.01 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準 F.01 にいう「公認会計士または監査法人の監査」とは、以下のいずれかにあてはまるものとする。</p> <p>① ライセンス申請者が会計監査人を設置し、会計監査人による法定監査を受けること</p> <p>② 会計監査人設置会社でないライセンス申請者が、公認会計士または監査人と任意で契約を締結し、決算時会計監査を受け、それらの報告書の提出を受けること</p> <p>③ 連結親会社をもつライセンス申請者が、当該親会社の会計監査人から連結子会社監査を受け、当該親会社に対する、当該会計監査人による連結財務諸表の監査報告書の提出を受けること</p> <p>(2) 前条第2項の定めにかかわらず、ライセンス申請者がJリーグ準加盟クラブである場合には、交付規則第20条の規定が2012年度より適用される。</p>
F.02	C	中間財務諸表（監査済み）

		<p>ライセンス申請者は、基準 F.02 に該当する書類や資料等がある場合は、随時 C L A に提出できる。</p>
F.03	A	<p>選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>1. 提出書類と期限 書式 L-01 を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 書式 L-01 は期限までに提出されたか ② 書式 L-01 の記載内容に遺漏がないか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式 L-01 を期限までに提出せず、C L A からの提出指示に従わないとき ② ライセンス申請者が書式 L-01 を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 L-01 に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準 F.03 に対するその他の遵守事項および注意事項 ライセンス申請者は、移籍補償金（および連帯貢献金）、トレーニング費用、トレーニングコンペンセーション等、選手移籍に関して発生する費用の支払いにつき、遺漏なく手続きを行わなければならない。なお、トレーニング費用等の支払いが免除される場合は、トラブル防止のため、その記録を書面で残すようにしなければならない。</p>
F.04	A	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>1. 提出書類と期限 書式 L-01 を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 書式 L-01 は期限までに提出されたか ② 書式 L-01 の記載内容に遺漏がないか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請</p>

		<p>者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式L-01を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準F.04に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) ライセンス申請者が税務調査を受けた結果、修正申告、重加算税の納付が必要になった場合は、基準F.04にいう「未払金」の対象外とする。</p> <p>(2) ライセンス申請者が賃金未払いにともなう訴えを起こされた場合は、C L AおよびF I Bがその訴えの内容を別途検討し、Jライセンス交付判定の判断材料に加えるかどうかを決定する。</p>
F.05	A	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は書式F-05をC L Aに提出する。</p> <p>(2) 提出期限はJリーグが別途指定する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式F-05は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式F-05の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式F-05を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 一度書式F-05を提出したライセンス申請者が、Jライセンスが交付される前に書式F-05の記載内容に対する違反行為を行ったとき</p> <p>4. 基準F.05に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準F.05にいう「ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象」の</p>

		<p>例は、原則として以下のとおりとする。ただし、以下の各号にかかわらず、ライセンス申請者は、ライセンス申請者の財務状況に影響を及ぼす出来事があった場合には、影響の大小にかかわらずC L Aにその内容を報告し、基準 F.05 の適用について相談するようにしなければならない。</p> <p>① 好影響を及ぼし得るような事象</p> <p>イ. 増資等の資本政策により、資本の状況が好転する場合（Jリーグ規約第 24 条に定める手続きが別途必要となる）</p> <p>ロ. 高額を増収要因の発生</p> <p>ハ. 高額の費用削減効果が見込める計画の立案や、当該事象の発生</p> <p>② 悪影響を及ぼし得るような事象</p> <p>イ. 自然災害および事件、事故により、クラブの所有資産、賃借物件が物理的な被害を受けたとき。ただし、当該被害の状況が甚大で、基準 F.05 に定める書式の提出期限までに書式を提出することが難しい場合は、L Mは提出期限について配慮する</p> <p>ロ. 契約金額が 1,000 万円以上のスポンサーまたは売上先が倒産した場合、もしくは売上金の入金期限から 3 ヶ月を超えても入金がない場合</p> <p>ハ. 株主構成や取締役の構成に重大な変化が発生する場合</p> <p>③ 前各号のほか、L Mがライセンス申請者に対し書式の提出を指示した事項</p>
F.06	A	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準 F.06 (1) については、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度の末日までに以下の書類を提出する。ただし、L Mが締切日を別途指定した場合には、この限りではない。</p> <p>① ライセンス申請者の、ライセンスを申請する日の属する事業年度の予算書で、当該予算の科目ごとの明細が添えられているもの（ライセンス申請者が独自に使用している書式でよい）</p> <p>② 前号の予算書の内容を、Jリーグ指定フォーマットに転記したものの</p> <p>(2) 基準 F.06 (2) については、以下の書類を提出する。提出期限は 6 月 30 日とする。</p> <p>① 4 月 30 日現在の当期資金繰り予測表（借入等、必要な資金</p>

調達に関する説明を含む)

- ② 4月30日現在の、ライセンス申請者の当期の経営状況に関する資料。ただし書式は自由とし、以下の内容が含まれているものとする

イ. 当期の営業収入予算につき、4月30日現在の達成状況およびその要因が把握できるもの

ロ. 当期の営業費用予算につき、4月30日現在の達成状況およびその要因が把握できるもの

ハ. 当期の営業収入予算

- ③ 当期の業績に関する対策（業績改善に向け、すでに講じた、あるいは今後講じる対策の内容を詳細に記載すること）

2. 審査

Jリーグは、以下のとおり審査を行う。

- ① 書類の提出を受けたC L Aが、提出物がすべてそろっているかを確認する

- ② C L Aとライセンス評価チームが提出書類の内容について検討と分析を行い、現地ヒアリング調査を行うライセンス申請者を選定する。財務状態が良好で会計の正確性もあり、現地ヒアリングを行う必要がないと判断されるライセンス申請者に対しては、C L Aがその旨を連絡する

- ③ C L Aおよびライセンス評価チームがライセンス申請者に対し、経営状況に関するヒアリング調査を行い、ライセンス申請者がJライセンスの交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、是正指導を通知する

3. 判定

ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき
③ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況が基準 F.01 に対する運用細則の内容を充足する内容でないと判断される場合

4. 基準 F.06 に関するその他の遵守事項および注意事項

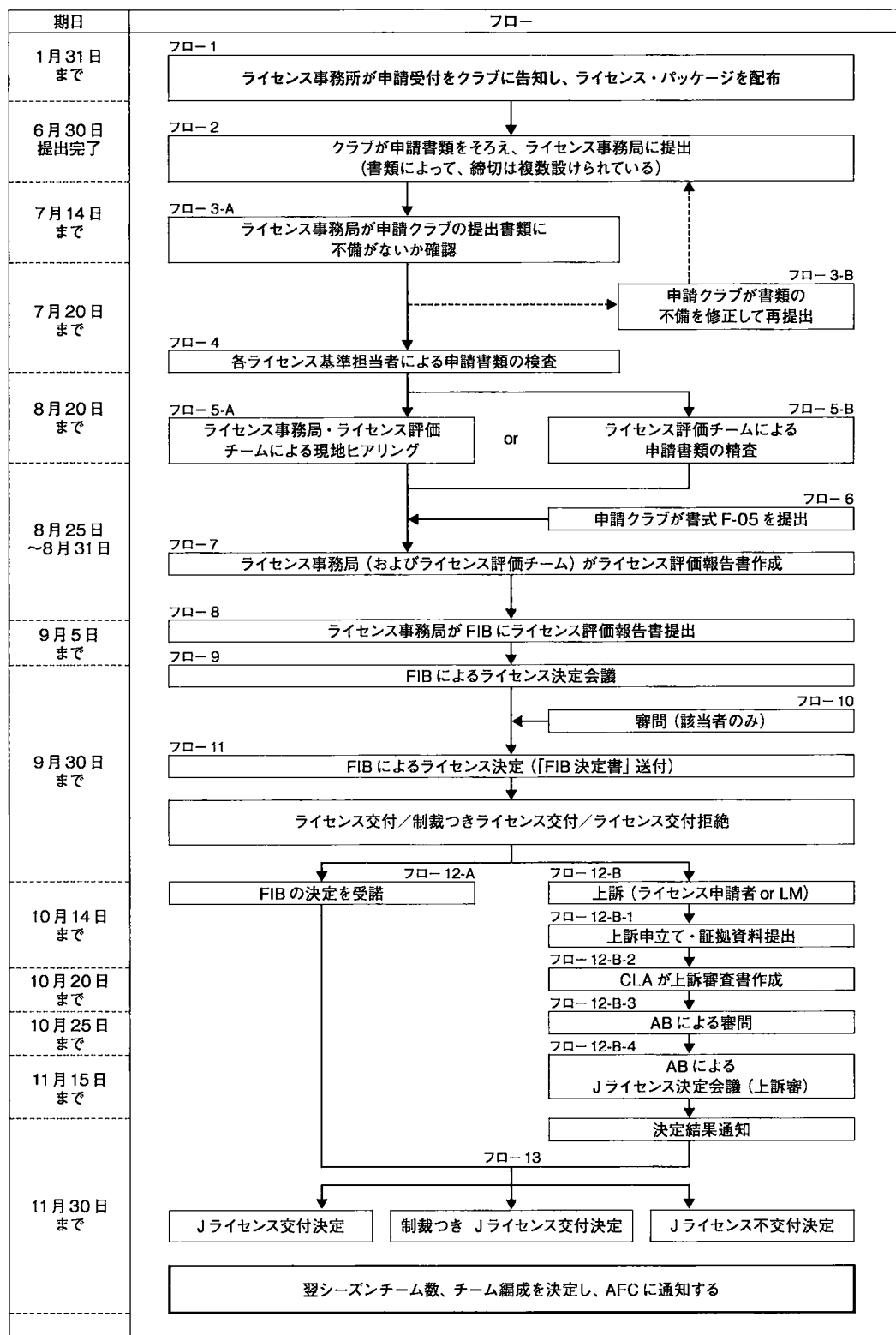
- (1) 基準 F.06 に基づいて行われるヒアリング調査は、ライセンス申請者に対する「警告の機会」、および財務状況に関する情報共有および指導のために設けられている。

- (2) ライセンス評価チームおよびC L Aは、基準 F.06 に基づいて

		<p>ライセンス申請者から提出された資料をもとに、ライセンス申請者に対するヒアリング調査を行う。</p> <p>(3) C L A およびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいて、ライセンス申請者が J ライセンスの交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる。</p>
<p>F.07</p>	<p>A</p>	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者は、基準 F.07 に定められた期日までに、書式 F-07 を C L A に提出する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) J リーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式 F-07 は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式 F-07 の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) J リーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式 F-07 を期限までに提出せず、C L A からの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式 F-07 を提出したものの、J ライセンスが交付される前に書式 F-07 に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準 F.07 に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準 F.07 にいう「クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事」の詳細は、基準 F.05 の運用細則に準じる。</p> <p>(2) C L A およびライセンス評価チームは、書式 F-07 の内容に基づき、必要に応じてライセンス申請者に対するヒアリング調査を行い、調査の結果、ライセンス交付シーズンに対する J ライセンス判定に影響があると判断される場合には、その内容を F I B に報告する。</p> <p>(3) F I B は前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対する J ライセンス判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者の J ライセンスの取り消しに関する判定を行うことができる。</p>

F.08	A	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) Jリーグは、基準 F.06 に基づいて行われるヒアリングの結果、本来記載または報告すべき内容が基準 F.06 に基づいて提出される資料から欠落していたと判断した場合には、C L A がライセンス申請者にその内容を具体的に通知し、ライセンス申請者は F.06 に定める資料の再提出を行う。</p> <p>(2) 前項にいう資料再提出の締切は、L M が個別に決定する。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準 F.06 と同様の審査を行う。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示に従わなかったとき ③ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況が基準 F.01 の運用細則を充足する内容でないと判断される場合
------	---	---

3. ライセンス申請フロー



フロー 1

- (1) LMは、1月1日から1月31日までの間に、Jライセンスの交付申請受付の開始を、Jライセンス交付申請を希望するクラブに文書にて通知する。
- (2) LMは、前項の通知と合わせ、Jライセンスの交付申請に必要なライセンス申請書類一式（以下「ライセンス・パッケージ」という）をクラブに送付する。
- (3) Jライセンス交付申請を行う予定のクラブのうち、1月31日になってもライセンス・パッケージが届かなかったクラブは、CLAに連絡のうえ、ライセンス・パッケージの送付を受ける。ただし、ライセンス・パッケージの到着が遅れた場合であっても、ライセンス交付申請にかかる提出書類の提出期限は変更されない。

フロー 2

- (1) Jライセンスの交付を申請するクラブは、交付規則および本運用細則に記載された提出期限までに、交付規則および本運用細則に定められた作成方法に従ってライセンス申請書類を作成し、CLAに提出する。
- (2) ライセンス申請書類は本運用細則1-4に定められた方法により提出する。
- (3) 交付規則および本運用細則に定められた申請書類の提出期限は厳守しなければならない。提出期限内にライセンス申請書類を提出しなかったクラブは、原則としてJライセンスの交付を申請しなかったものとみなされる。
- (4) ライセンス申請者の責めに帰すべからざる事情により、ライセンス申請書類を提出期限内に提出できない場合は、交付規則第24条第7項の定めに従い、ライセンス申請書類の提出締め切りの延長を申請することができる。

フロー 3-A

- (1) CLAは、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類を受領したときには、受領した旨をライセンス申請者に連絡する。
- (2) ライセンス申請書類を受領したCLAは、ライセンス申請書類の内容を検査し、受領から2週間以内に書類に不備があるかどうかを確認する。
- (3) ライセンス申請書類に不備がある場合には、LMがライセンス申請者に不備の内容を通知したうえで、期限を決めてライセンス申請書類の明瞭化を求め、または再提出を指示することができる。当該ライセンス申請者はフロー3-Bに進み、ライセンス申請書類に不備がなかったライセンス申請者はフロー4に進む。なお、フロー4に進むライセンス申請者に対しては、LMは特にその旨を連絡する必要はない。
- (4) ライセンス申請書類に不備が多すぎるなど、ライセンス申請者がライセンス申請書類の作成および提出にあたり十分な注意を払ったとCLAが評価できないような場合には、LMは、その完全な自由裁量により、当該ライセンス申請者に対し事情聴取を行ったうえで、ライセンス申請書類を再提出させる機会を与えないことができる。

フロー３－Ｂ

- (1) ライセンス申請書類の不備をLMに指摘されたライセンス申請者は、定められた期限までにライセンス申請書類の内容を明瞭化し、あるいは申請書類の不備を修正してCLAに再提出する。期限までにLMからの提出指示に従わなかった場合は、原則として明瞭化する前、あるいは修正前の資料がライセンス申請書類として扱われる。
- (2) 不備を修正して再提出したライセンス申請書類に不備があってはならない。再提出したライセンス申請書類に不備がある場合には、原則としてそのままライセンス申請書類として扱われる。
- (3) ライセンス申請書類が再提出された場合は、原則として再提出された方を正として扱う。

フロー４

- (1) フロー３においてライセンス申請書類が整ったことを確認したのち、CLAがライセンス申請書類に基づき審査を開始する。
- (2) CLAによる審査は交付規則および本運用細則に定める審査方法に従って行われ、7月20日までに完了させる。
- (3) CLAは、前項に定める審査および調査の結果をまとめ、ライセンス評価チームに報告し、前項の審査および調査を通じて得られた、ライセンス交付審査上の論点を共有する。

フロー５－Ａ

- (1) CLAはライセンス申請者に対しヒアリング調査を行う。なお、CLAは当該調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) LMは当該ライセンス申請者に対し、CLAまたはライセンス評価チームが調査を実施する旨を事前に通知しなければならない。当該ライセンス申請者は調査を拒絶してはならない。
- (3) CLAまたはライセンス評価チームは、前項のヒアリング調査を、原則として8月20日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (4) ヒアリング調査はLMがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を編成して行う。また、LMは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をCLAのなかから指名し、班に加えることができる。
- (5) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についてもヒアリング調査を行うことができる。
- (6) ライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に沿って責任を持って行われなければならない。ライセンス申請者すべてを公平に扱わなければならない。
- (7) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかにによってJライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってLMに報告する。
- (8) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けたLMは、報告に基づいて当該ライセン

ス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、Jライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。

- (9) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー5-B

- (1) C L Aはライセンス申請者の経営状況を把握するためのヒアリング調査に代えて、ライセンス申請者の提出書類に基づく分析、調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) C L Aまたはライセンス評価チームは、前項にいう調査を、原則として8月20日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (3) 提出書類に基づく調査は、L Mがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を編成して行う。また、L Mは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をC L Aのなかから指名し、班に加えることができる。
- (4) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についても調査を行うことができる。
- (5) 提出書類に基づく調査の結果、ライセンス申請者に対し、フロー5-Aに定めるヒアリング調査を行う必要があるとライセンス評価チームが判断した場合は、ライセンス評価チームはヒアリング調査が必要な理由をL Mに説明し、L Mの承認を得たうえで、フロー5-Aに審査を移行する。
- (6) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかにによってJライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってL Mに報告する。
- (7) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けたL Mは、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、Jライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。
- (8) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー6

- (1) ライセンス申請者は、8月25日から31日の間に書式F-05をC L Aに提出する。ただし、交付規則第37条の基準F.05に該当する事象が発生した場合には、書式F-05に当該事象の具体的内容を記入のうえ、最終締め切り日を待たずにただちにC L Aに提出しなければならない。
- (2) C L Aは、ライセンス申請者から提出された書式F-05の内容を検査する。C L Aは交付規則の財務基準に対するライセンス申請書類およびフロー5における調査結果と、書式F-05の記載内容とを合わせ、以下の項目について検討する。
- ① ライセンス申請者の財務状況が、ライセンス申請書類提出時点に比べ、Jライセンス交付

判定に影響を及ぼす程度に変化しているか

- ② 交付規則 F.05 に該当するとして書式 F-05 に記載された事象は、偶発的なものか否か、またその事象はライセンス申請者に短期的または中長期的な影響を及ぼすか否か
 - ③ その他、ライセンス申請書類提出時点と比較しての、ライセンス申請者の財務状況の変化
- (3) C L A は、前項の検討の結果をまとめ、その内容をフロー 7 にいう「ライセンス評価報告書」に盛り込み、F I B に提出する。

フロー 7

- (1) フロー 4 からフロー 6 までの調査を経て、ライセンス評価チームおよび C L A は共同して「ライセンス評価報告書」を作成する。当該ライセンス評価報告書の責任者は C L A とし、ライセンス評価チームはライセンス評価報告書の起案その他について全面的に協力する。
- (2) 前項にいうライセンス評価報告書は、すべてのライセンス申請者について作成する。
- (3) ライセンス評価報告書には以下の内容が含まれる。
 - ① ライセンス申請者に対し、J ライセンスを交付することが適当か否か
 - ② 制裁を科すことが適当か否か、適当な場合は推奨する制裁の内容
 - ③ 前 2 号の結論についての具体的かつ詳細な理由
 - ④ 交付規則第 8 章から第 12 章に定める各ライセンス基準のそれぞれに対する評価
 - ⑤ 交付規則第 8 章から第 12 章に定める各ライセンス基準に対する到達の度合い
 - ⑥ ライセンス申請者の財務状況、および近い将来に対する財務状況予測に対する評価、所見および注意事項
 - ⑦ ライセンス評価チームによる調査所見
 - ⑧ その他、ライセンス申請者の経営状況に対する今後の注意点
- (4) ライセンス申請者は、C L A に対して、ライセンス評価報告書の写しを交付することを請求することができ、かかる場合、C L A は直ちにライセンス評価報告書の写しを交付する。

フロー 8

- (1) C L A は、ライセンス評価報告書を、可及的速やかに、ただし遅くとも 9 月 5 日までに F I B に提出のうえ、F I B における J ライセンス決定会議の日時を決定し、F I B に文書にて通知する。
- (2) F I B における J ライセンス決定会議は、チェアマンが招集する。

フロー 9

- (1) F I B におけるクラブライセンス決定会議を開催する。開催日は原則として 9 月 1 日から 9 月 15 日までの間に設定されるものとする。
- (2) F I B はクラブライセンス決定会議において、以下の各項目について決定する。
 - ① ライセンス申請者に J ライセンスを交付するか否か
 - ② 「B」等級を充足しなかったライセンス申請者に対し、J ライセンスの交付に付帯して制裁を科するか、また、科す場合にはその内容

- ③ Jライセンスの交付に付帯して、ライセンス申請者に是正指導を通知する場合は、その指導内容
- (3) クラブライセンス決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
- ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類
 - ② 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
 - ③ その他、FIBがJライセンス交付判定に必要と判断した資料
- (4) CLAは、必要に応じ、クラブライセンス決定会議に出席し、ライセンス申請者に対する所見を述べることができる。
- (5) FIBは、必要と判断される場合には、文書にて通知のうえ、CLA職員立ち会いのもと、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類の内容について、当該申請者から直接説明を受けることができる。

フロー10

FIBがJライセンスの交付の拒絶または制裁を科すことを決定する場合は、FIBは、当該ライセンス申請者に対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。FIBは、LMおよびライセンス申請者に対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー11

- (1) ライセンス決定会議の結果、FIBはライセンス申請者に対し、以下のいずれかの決定を出し、交付規則第26条第1項に基づき、9月30日までに当該ライセンス申請者に文書（「FIB決定書」）にて通知する。
- ① Jライセンスを交付する、または交付に付帯して是正指導を行う（フロー11-A）
 - ② Jライセンスを交付し、あわせて「B」等級未充足に対する制裁を科す（フロー11-B）
 - ③ Jライセンスの交付を拒絶する（フロー11-C）
- (2) FIB決定書を受領したライセンス申請者は、10月14日までに以下のいずれかを選択する。
- ① FIBの決定を応諾する（フロー12-Aに進む）
 - ② ABに上訴する（フロー12-B-1に進む）
- (3) ライセンス申請者に対してJライセンスを交付する旨のFIBの決定に不服がある場合は、LMは、10月14日までにABに上訴することができる（フロー12-B-1に進む）。

フロー12-A

- (1) FIBの決定を応諾するライセンス申請者は、10月14日までにその旨を文書にてCLAに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がCLAに送達された時点で、FIBの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をCLAに送付したライセンス申請者は、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンス申請者が10月14日までに上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、FIBの決定が確定する。

フロー 12-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンス申請者又は LM は、「上訴申立書」およびそれと同時に提出する証拠書類を 10 月 14 日までに CLA に提出する。上訴人がライセンス申請者の場合は、上訴申立日から 2 週間以内に上訴手数料 10 万円を J リーグに支払う。
- (2) CLA は、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちに AB に提出のうえ、AB における J ライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) AB は、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) CLA の職員は、審問に出席し、AB の求めに応じて上訴人に対する所見を述べることができる。

フロー 12-B-2

上訴申立書提出を受けて、CLA は AB が審査するための上訴審査書を作成し、10 月 20 日までに LM (ライセンス申請者が上訴した場合) またはライセンス申請者 (LM が上訴した場合) および AB に FIB 決定書、上訴申立書および上訴申立時に提出された追加証拠とともに送付する。

フロー 12-B-3

CLA は、AB における審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問は原則として 10 月 25 日までに開催されるものとし、審問期日においては、AB は、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

フロー 12-B-4

- (1) AB によるクラブライセンス決定会議を開催する。開催日は原則として 10 月 15 日から 11 月 14 日までの間に設定されるものし、交付規則第 27 条第 3 項に従い、上訴申立て受理日から 30 日以内に当該上訴審の結論 (AB による決定) が出されるものとする。
- (2) AB において決定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
 - ① FIB 決定書
 - ② 上訴申立時までに上訴人から FIB または AB に提出されたライセンス申請書類 (上訴申立書およびそれと同時に提出された証拠書類を含む)
 - ③ FIB および AB の審問期日において顕れた一切の記録
 - ④ その他、FIB での判定に用いられた資料
- (3) CLA は、必要に応じ、クラブライセンス決定会議に出席し、所見を述べるができる。
- (4) AB は、クラブライセンス決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、11 月 30 日までに上訴人に文書 (「AB 決定書」) で通知する。
 - ① FIB の決定を支持する
 - ② FIB の決定を破棄し、新たな決定を出す

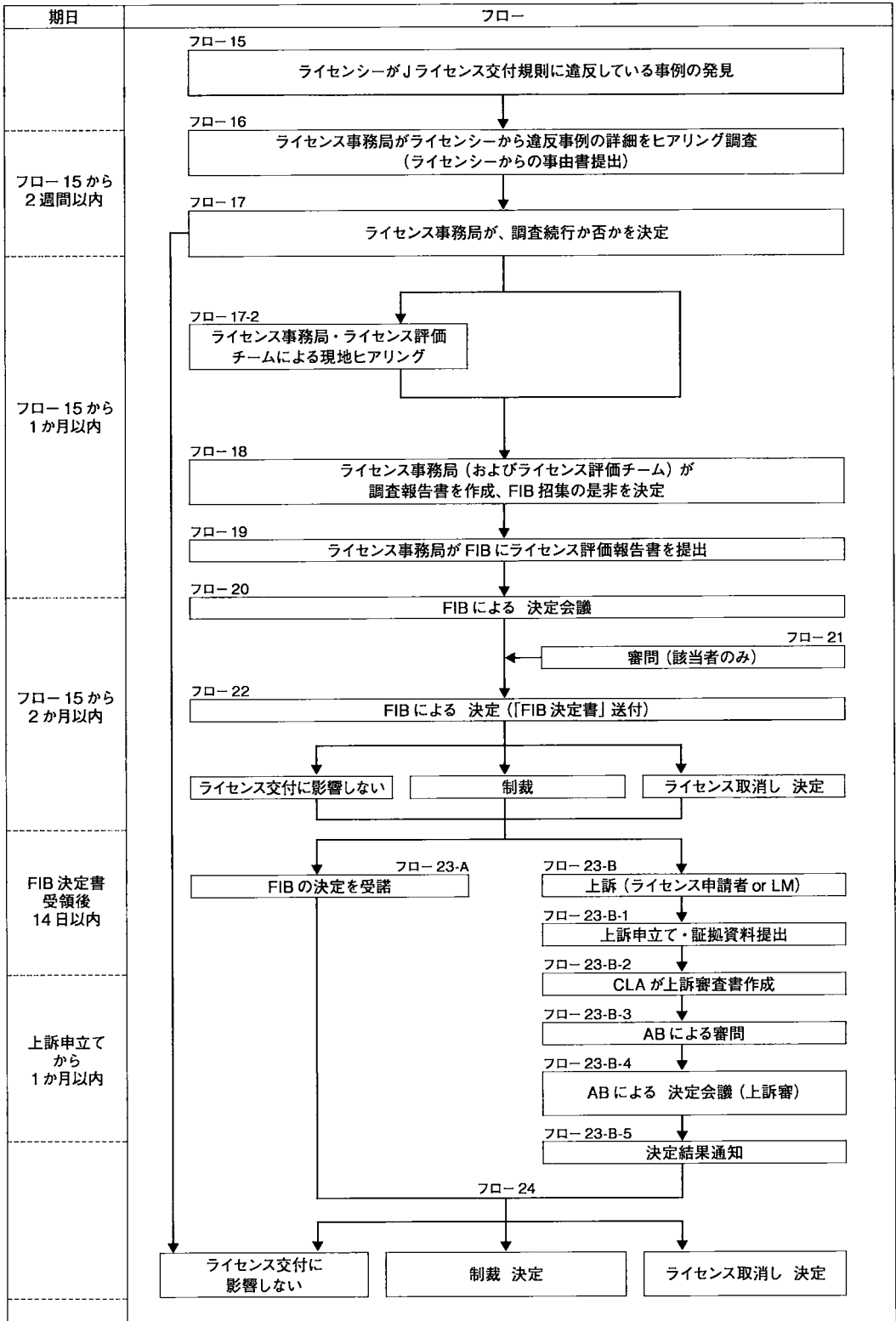
フロー 13

- (1) F I B がライセンス申請者に対し F I B 決定書を発送し、または A B がライセンス申請者に対し A B 決定書を発送する。当該決定書は、F I B 決定書は 9 月 30 日まで、A B 決定書は 11 月 30 日までに発送する。
- (2) F I B 決定書または A B 決定書に付帯して是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンス申請者は、C L A が別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にて C L A に送付する。
- (3) F I B または A B の決定により、J ライセンスの交付が受けられないこととなったライセンス申請者は、J リーグ定款第 10 条の定めにより、F I B 通知書または A B 通知書を受領した日の属する年のシーズン終了をもって、J リーグの正会員資格を失う。
- (4) F I B または A B の決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

フロー 14

- (1) C L A は、J リーグ規約に従い、J ライセンス交付が決定したクラブを J 1、J 2 のいずれかに分け、チーム数とチーム編成を決定する。
- (2) C L A は、J ライセンス交付が決定したクラブおよび J 1・J 2 のチーム編成を J リーグ理事会に報告のうえ、J F A を通じて原則として 11 月 30 日までに A F C に通知する。

Jリーグ クラブライセンス 交付中の違反事例に対する審査フロー



フロー 15

ライセンサーが、交付規則第 23 条第 3 項各号のいずれかに該当する事態となっていることが明らかになった場合、C L A は当該事態を調査のうえ、F I B に決定を求めることができる。

フロー 16

- (1) C L A はライセンサーに対し、当該事態の詳細につきヒアリング調査を行う。ヒアリング調査に代えて、ライセンサーに事由書の提出を求めることができる。
- (2) C L A は前項にいうライセンサーへのヒアリング調査を、ライセンス評価チームに委任することができる。

フロー 17

フロー 16 の調査の後、C L A が当該ライセンサーに対する調査を続行するか否かにつき、原則として以下のとおり決定する。

- ① 調査の結果、当該ライセンサーがライセンス基準に抵触せず、J ライセンスの保有に影響がないと判断される場合には、ライセンサーにその旨を文書にて通知する。
- ② 調査の結果、当該ライセンサーがライセンス基準に抵触するかそのおそれがあり、J ライセンスの保有継続に影響を及ぼすと判断される場合には、ライセンサーにその旨を文書にて通知のうえ、F I B に決定を求めるための調査を続行する（フロー 17-2 に進む）。

フロー 17-2

- (1) C L A はライセンサーに対してヒアリング調査を行い、当該ライセンサーに対する J ライセンス交付継続の影響について調査する。なお、C L A は当該ヒアリング調査をライセンス評価チームに委任することができる。L M は当該ライセンサーに対し、C L A またはライセンス評価チームが調査を実施する旨を通知しなければならない。当該ライセンサーはヒアリング調査を拒絶してはならない。
- (2) C L A またはライセンス評価チームは、前項にいうヒアリング調査を、フロー 15 にいう事態が明らかになった日から起算して 1 か月以内に完了させる。
- (3) ヒアリング調査は C L A およびライセンス評価チーム構成員のなかから L M が指名したものが行う。
- (4) C L A またはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に基づき、責任を持って行われなければならない。

フロー 18

- (1) フロー 16 およびフロー 17-2 による調査を経て、ライセンス評価チームおよび C L A が共同でライセンサーの調査報告書を作成する。当該報告書の責任者は C L A とし、ライセンス評価チームは調査報告書の起案に関わるなど、全面的に協力する。
- (2) 前項にいう調査報告書は、フロー 15 にいう該当事態が明らかになった日から起算して 1 か月以内に作成する。

(3) C L A の調査報告書には以下の内容が含まれる。

- ① 当該ライセンシーが J ライセンスを保有し続けることが適切か否か
- ② 当該ライセンシーに対して制裁を科すことが適切か否か、適切である場合にはその推奨する制裁の内容
- ③ 前 2 号の結論についての具体的かつ詳細な理由
- ④ ライセンス評価チームによる調査所見

(4) C L A は、ライセンシーが調査報告書の交付を希望した場合には、ただちにその写しを送付する。ライセンシーは、調査報告書の内容をライセンシー以外の第三者には一切開示してはならない。

フロー 19

(1) C L A は、フロー 18 における調査報告書を、フロー 15 にいう事態が明らかになった日から 1 か月以内に F I B に提出のうえ、F I B における決定会議の日時を決定し、F I B に文書にて通知する。

(2) F I B における判定会議は、チェアマンが招集する。

フロー 20

(1) F I B における決定会議を開催する。当該決定会議はフロー 15 にいう該当事態が明らかになった日から起算して 2 か月以内に完了するものとする。

(2) F I B は決定会議において、以下の各項目について判定を行う。

- ① ライセンシーが J ライセンスを保有し続けることの是非
- ② 適当である場合には、ライセンシーに対して適用する制裁の内容
- ③ J ライセンスの交付に付帯してライセンシーに是正指導を通知する場合は、その指導内容

(3) 決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。

- ① ライセンシーが提出した事由書
- ② フロー 18 における調査報告書
- ③ J ライセンス交付手続きにおいて提出された一切の資料
- ④ 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
- ⑤ その他、F I B が判定に必要なと判断した資料

(4) C L A の職員は、F I B の求めに応じ、決定会議に出席し、ライセンシーに対する所見を述べることができる。

フロー 21

F I B が J ライセンスの取消または制裁を科すことを決定する場合は、F I B は、当該ライセンス申請者に対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。F I B は、L M およびライセンス申請者に対して、審問期日の少なくとも 1 週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー 22

- (1) F I Bによる決定会議の結果、F I Bはライセンシーに対し、以下のいずれかの決定を出し、フロー 15 いう事態が明らかになった日から 2 か月以内にクラブに文書（「F I B決定書」）にて通知する。
 - ① Jライセンスの保有に問題はない、またはJライセンスの保有に問題はないが、付帯して是正指導を行う（フロー 22-A）
 - ② Jライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科す（フロー 22-B）
 - ③ Jライセンスの交付を取り消す（フロー 22-C）
- (2) F I B決定書を受領したライセンス申請者は、受領日から 14 日以内に以下のいずれかを選択する。
 - ① F I Bの決定を応諾する（フロー 23-A に進む）
 - ② A Bに上訴する（フロー 23-B に進む）
- (3) Jライセンスの保有を認める旨のF I Bの決定に不服がある場合は、LMは、F I B決定書を受領した日から 14 日以内にA Bに上訴することができる（フロー 23-B に進む）。

フロー 23-A

- (1) F I Bの決定を応諾するライセンシーは、F I B決定書を受領日から 14 日以内にその旨を文書にてC L Aに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がC L Aに送達された時点で、F I Bの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をC L Aに送付したライセンス申請者は、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前 2 項の規定にかかわらず、ライセンシーまたはLMがF I B決定書を受領日より 14 日以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、F I Bの決定が確定する。

フロー 23-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンシーまたはLMは、「上訴申立書」およびそれと同時に提出する証拠書類を、F I B決定書を受領日から 14 日以内にまでにC L Aに提出する。上訴人がライセンシーの場合は、上訴申立日から 2 週間以内に上訴手数料 10 万円をJリーグに支払う。
- (2) C L Aは、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちにA Bに提出のうえ、A BにおけるJライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) A Bは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) C L Aの職員は、審問に出席し、A Bの求めに応じて上訴人に対する所見を述べるができる。

フロー 23-B-2

上訴申立書の提出を受けて、C L AはA Bが審査するための上訴審査書を作成し、上訴申立て日から 7 日以内にLM（ライセンシーが上訴した場合）またはライセンシー（LMが上訴した場合）

合) および A B に F I B 決定書、上訴申立書および上訴申立時に提出された追加証拠とともに送付する。

フロー 23-B-3

C L A は、A B における審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は上訴申立書の提出日から 3 週間以内に開催されるものとし、審問期日においては、A B は、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

フロー 23-B-4

- (1) A B による決定会議を開催する。開催日は上訴申立て日から 1 か月以内に設定されるものとする。
- (2) A B において決定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
 - ① F I B 決定書
 - ② 上訴申立時まで上訴人から F I B または A B に提出されたライセンス申請書類（上訴申立書およびそれと同時に提出された証拠書類を含む）
 - ③ F I B および A B の審問期日において顕れた一切の記録
 - ④ その他、F I B での判定に用いられた資料

フロー 23-B-5

A B は、決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、決定日から 1 週間以内に上訴人に文書（「A B 決定書」）で通知する。

- ① F I B の決定を支持する
- ② F I B の決定を破棄し、新たな決定を出す

フロー 24

- (1) F I B がライセンサーに対し F I B 決定書を発送し、または A B がライセンス申請者に対し A B 決定書を発送する。当該決定書は、決定が行われた日から 1 週間以内に発送する。
- (2) F I B または A B より是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンサーは、C L A が別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にて C L A に送付する。
- (3) F I B または A B の決定により、J ライセンスの交付が取り消されることとなったライセンサーは、J リーグ定款第 10 条の定めにより、F I B 通知書または A B 通知書を受領した日の属する年のシーズン終了をもって、J リーグの正会員資格を失う。
- (4) F I B または A B の決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

4. F I Bの審査手続

4-1 [F I Bパネルの組成]

- (1) チェアマンは、各ライセンス申請者の審査を担当するF I Bパネルの議長および構成員を選任するものとする。F I Bパネルは1名の議長および2名の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づき審査を担当するF I Bパネルの議長および構成員を選任したときは、LMおよび当該審査に服するライセンス申請者に書面で通知するものとする。

4-2 [F I B構成員の構成・独立]

- (1) F I B構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) F I Bパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者との関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) F I B構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者との関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

4-3 [F I B構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者またはLMは、F I B構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、そのF I B構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者またはLMは、F I B構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から2週間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをF I Bおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するものとする。
- (4) ライセンサーが忌避の申立てについて相当と決定した場合、ライセンサーは直ちに、新たなF I B構成員を選任する。

4-4 [F I B構成員の補充]

F I B構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなF I B構成員を選任する。

4-5 [審問]

- (1) F I Bが、Jライセンスの交付の拒絶またはJライセンスの取消しあるいは制裁を科すこと

を決定する場合は、F I Bは、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。

- (2) F I Bは、L Mおよびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (3) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、L MおよびC L Aが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (4) 審問は、F I Bの議長の指揮の下に行う。F I Bは、充足しないおそれがあるとF I Bが考えるライセンス基準に関して、ライセンス申請者またはライセンシーに対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (5) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、当該弁護士への委任を証する委任状をF I Bに提出する。

4-6 [責問権の放棄]

ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mが、F I Bの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

5. A Bの審査手続

5-1 [上訴の申立て]

- (1) ライセンス申請者もしくはライセンシーまたはL Mが、F I Bの決定を不服として上訴するときは、所定の期限までに以下の各事項を記載した上訴申立書および追加証拠をA Bに提出するものとする。
 - ① 上訴人の名称および住所
 - ② 代理人を定める場合、その氏名および住所
 - ③ 上訴の趣旨
 - ④ 上訴の理由および証明方法
- (2) ライセンス申請者もしくはライセンシーまたはL Mが代理人によって上訴申立てを行う場合には、代理人は、上訴申立書および追加証拠とともに委任状をA Bに提出するものとする。
- (3) ライセンス申請者またはライセンシーが本条に基づき上訴の申立てを行ったときは、上訴手数料として金10万円を、申立ての日から2週間以内にライセンサーが別途指定する銀行口座に送金しなければならない。送金手数料はライセンス申請者またはライセンシーの負担とする。

5-2 [提出部数]

上訴申立書および追加証拠の提出部数は4部とする。

5-3 [上訴申立ての取下げ]

- (1) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。
- (2) 上訴を取り下げた時点でFIBの決定が確定するものとする。

5-4 [ABパネルの組成]

チェアマンは、上訴がなされたときは、直ちに当該上訴の審査を担当するABパネルの議長および構成員を選任するものとする。ABパネルは1名の議長および2名の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。

5-5 [AB構成員の構成・独立]

- (1) AB構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) ABパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者との関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) AB構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者との関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

5-6 [AB構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者またはLMは、AB構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、そのAB構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者またはLMは、AB構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から5日間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをABおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の可否について決定するものとする。

5-7 [AB構成員の補充]

AB構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなFIB構成員を選任する。

5-8 [審問]

- (1) A B は、L M およびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも 1 週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (2) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、L M および C L A が立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (3) 審問は、A B の議長の指揮の下に行う。A B は、上訴理由に関して、上訴人に対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (4) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、当該弁護士への委任を証する委任状を F I B に提出する。

5-9 [責問権の放棄]

ライセンス申請者、ライセンシーまたは L M が、A B の審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

6. 雑則

6-1 [守秘義務]

J リーグ、C L A、ライセンス調査チーム、F I B、A B の関係者は、J ライセンス申請手続きの過程でライセンス申請者から提出された資料を、ライセンス申請者からの同意なくしていっさい第三者に開示してはならない。ただし、J F A に開示する場合および交付規則第 7 条に定める A F C による抜き打ち検査により、A F C から資料類の開示を求められた場合は、この限りではない。

6-2 [本運用細則に定めのない事項]

- (1) 本運用細則に規定されていない事項については、J リーグ理事会がこれを決定する。
- (2) A F C クラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、前項にかかわらず、交付規則または本運用細則に規定されていない事項について A F C が決定を下すことがある。この場合、J リーグの決定に A F C の決定が優先する。
- (3) A F C が交付規則および A F C 規則に関連する事項につき、別途指示書や通達等の手段で J リーグに対して指示を行った場合には、J リーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

6-3 [交付規則との優劣]

- (1) 交付規則の定めと本運用細則の定めが矛盾または抵触する場合は、交付規則の定めが優先する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、交付規則第 7 条に定める J ライセンス審査上の基準と等級を充足

しているか否かの判定については、本運用細則2. に定めるところに従う。

6-4〔改正〕

本運用細則の改正は、実行委員会および理事会の承認により、これを行う。

6-5〔附則〕

本運用細則は2012（平成24）年2月21日から施行する。

ホームスタジアムに関する確認書

_____ (以下「施設所有者」という) と _____ (以下「クラブ」という) は、 _____ (以下「当スタジアム」という) における Jリーグ公式戦および AFC チャンピオンズリーグの開催につき、以下のとおりであることを確認いたします。

記

1. 当スタジアムは、クラブのホームタウンにあり、日本の国内法令に基づく安全基準を満たしています。
2. 当スタジアムは、Jリーグ規約第 28 条から第 39 条までの規定に基づく、Jリーグ公式試合実施のための施設の要件を満たしています。
3. 当スタジアムは、クラブのホームスタジアムとして、Jリーグ規約第 40 条第 2 項の規定である、Jリーグディビジョン 1 またはディビジョン 2 公式戦のホームゲームの 80% 以上の実施が可能です。
4. 当スタジアムでは、AFC チャンピオンズリーグのホームゲームを実施することが可能です。

以上

年 月 日

施設所有者

印

クラブ

印

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

ホームスタジアム検査表

回答の記号は下記

- ・・・ 数字または質問に対する回答を記述してください
- ・・・セルをクリックし、選択表の中から回答をご選択下さい

スタジアム名	
所有者	管理会社

設備	チェック欄						備考					
	設置済	C	設置済①	設置済②	設置済③	設置済④						
(1)東屋設置(ラジド、ラジオ)	設置済	C					東屋設置の有無を チェックしてください					
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
(2)中継スタッフ設置	設置済	C					中継スタッフの設置 状況をチェックしてください					
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
	設置済	C										
(3)テレビ中継カメラ設置スペース	設置済	C					テレビ中継カメラの 設置スペースを確認してください					
	設置済	C										
(4)テレビニュース設置EMGカメラ設置スペース	設置済	C					テレビニュース設置EMGカメラの 設置スペースを確認してください					
	設置済	C										
(5)放送用機材等設置スペース	設置済	C					放送用機材等の設置スペース を確認してください					
	設置済	C										
(6)ケーブル放送スペース	設置済	C					ケーブル放送スペースの 設置状況を確認してください					
	設置済	C										
(1)芝張り有り	芝張り有り	設置済					芝張りの有無を確認 してください					
	芝張り有り	設置済										
(2)電源確保	電源確保	設置済					電源確保の有無を確認 してください					
	電源確保	設置済										
1. 駐車スペース関係	(1)一応用	敷地内合計台数	0台									
	(2)車椅子用	内訳	駐車庫A	駐車庫B	駐車庫C	駐車庫D	駐車庫E	駐車庫F	駐車庫G	駐車庫H	駐車庫I	駐車庫J
	(3)団体バスター	台数	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台
	(4)チーム用	台数										
	(5)緊急車両用	台数										
	(6)VIP用	台数										
	(7)メディア用	台数										
	(8)テレビ中継用	台数										
	(9)大型トラック用	台数										
	(10)売店用	台数										
	(11)シャトルバス用	台数										
	(12)その他関係確保	台数										
2. 駐輪場	駐輪場	設置済										
3. シャトルバス乗降所	乗降所	設置済										
4. タクシー乗降所	乗降所	設置済										
V 観客用設備	1. 入場券売場	設置済										
	2. 入場券スペース	設置済										
	3. 入場券スペース	設置済										
	4. 入場券スペース	設置済										
	5. 入場券スペース	設置済										

設備	チェック欄						備考
	設置済	C	設置済	設置済	設置済	設置済	
2. 入場待機スペース	設置済	C					入場待機スペースの 設置状況を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
3. 入場ゲート	設置済	C					入場ゲートの設置 状況を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
	設置済	C					
	設置済	C					
	設置済	C					
	設置済	C					
4. 試合案内所	設置済	C					試合案内所の設置 状況を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
5. 救護室	設置済	C					救護室の設置状況 を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
6. 医務室	設置済	C					医務室の設置状況 を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
7. 保健スボット	設置済	C					保健スボットの設置 状況を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
8. トイレ	設置済	C					トイレの設置状況 を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
9. コントコース	設置済	C					コントコースの設置 状況を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
10. 公衆電話	設置済	C					公衆電話の設置 状況を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
11. 飲食店	設置済	C					飲食店の設置状況 を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					
12. グッズ売店	設置済	C					グッズ売店の設置 状況を確認してください
	設置済	C					
	設置済	C					

※(1)～(12)の合計数を記入してください

(1) 入場券が確保できる数を確認し、下記(1)、(2)、(3)の合計数を記入する。

(2) 試合開始前、試合中、試合後の観客の数を記入する。

(3) 試合開始前、試合中、試合後の観客の数を記入する。

【結果報告その他】

検査実施日	年 月 日	年 月 日
検査担当所属		
検査担当者名		
検査実施日	年 月 日	年 月 日
検査担当所属		
検査担当者名		

施設基準 トレーニング施設(練習場)一覧

クラブ名 _____

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

【練習場 1】

練習場の名称		住所		管理者	
土地(ピッチ含む)の所有		構築物(防球ネット等)の所有		使用の態様	
所有者		所有者		使用料	

スペック

常緑天然芝	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー
天然芝	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー
JFA公認人工芝	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー
人工芝	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー
クレー	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー

【練習場 2】

練習場の名称		住所		管理者	
土地(ピッチ含む)の所有		構築物(防球ネット等)の所有		使用の態様	
所有者		所有者		使用料	

スペック

常緑天然芝	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー
天然芝	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー
JFA公認人工芝	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー
人工芝	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー
クレー	面	照明	Lux	アカデミーとの共用	観客席	更衣室	シャワー

【注】 練習場が3か所以上におよぶ場合は、上記フォーマットをコピーして【練習場3】の欄を作り、記入すること

人事・組織体制基準 会社概要表

年 月 日 現在

社名				設立年月日		
代表者氏名	() 歳			決算日		
本社所在地	〒				土地	(私有or賃借)
	TEL		FAX		建物	(私有or賃借)
クラブハウス所在地	〒				土地	(私有or賃借)
	TEL		FAX		建物	(私有or賃借)
その他事務所住所	〒				土地	(私有or賃借)
	TEL		FAX		建物	(私有or賃借)
その他事務所住所	〒				土地	(私有or賃借)
	TEL		FAX		建物	(私有or賃借)
その他事務所住所	〒				土地	(私有or賃借)
	TEL		FAX		建物	(私有or賃借)
資本金	円 (うち資本金)			円 (うち資本準備金)		円
ホームタウン						
ホームスタジアム					入場可能数 ()人	
	所有者					
	指定管理者					
常勤役員	名			非常勤役員	名	
正社員	名			出向社員	名	
契約・派遣社員	名					
取締役・監査役一覧			株主上位20社		発行済株式総数	
① (役職)	(氏名)	(常勤・非常勤)	① (株主名)	(株主名)	(小数第一位まで)	%
②			②			%
③			③			%
④			④			%
⑤			⑤			%
⑥			⑥			%
⑦			⑦			%
⑧			⑧			%
⑨			⑨			%
⑩			⑩			%
⑪			⑪			%
⑫			⑫			%
⑬			⑬			%
⑭			⑭			%
⑮			⑮			%
⑯			⑯			%
⑰			⑰			%
⑱			⑱			%
⑳			㉔			%
上記以外の取締役・監査役がある場合は、下記空欄に記入する				上記以外の株主		先
決算監査実施人			上記以外に自治体からの出資があれば以下に記入			

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

人事・組織体制基準 担当者一覧表

クラブ名：

ライセンス基準	クラブ役職	氏名(よみがな)	TEL/FAX	Eメールアドレス
P.02	代表取締役	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.03	ファイナンス オフィサー	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.04	オペレーション オフィサー	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.05	セキュリティ オフィサー	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.06	メディア オフィサー	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.07	マーケティング 担当	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.08	医師 (メディカルドクター)	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.09	理学療法士	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.10	トップチーム監督	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.11	トップチームコーチ	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.12	アカデミー ダイレクター	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.13	アカデミーチーム 監督	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.14	アカデミーチーム コーチ	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	
P.15	警備員	(よみがな)	TEL	
		(氏名)	FAX	

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

通 知 書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.16 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 P.16 につき、前年度に提出した書類の内容に変更がないことから、当該書類を今年度の提出書類に代えることを、本書をもって通知いたします。

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

通 知 書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.16 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 P.16 につき、前年度に提出した書類の内容から下記の点について変更いたしますので、本書を添えて、変更部分についてライセンス申請に必要な書類を提出いたします。

以上

変更内容

(変更前と変更後について記入。具体的に記入し、資料もあわせて提出すること)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.17 に関して)

当クラブがJリーグに対し [] シーズンについてのライセンス交付申請を提出した後、ライセンス申請書類に記載した内容に変更が生じたので、その内容を本通知書別紙（書式 P-17 別紙）記載のとおり通知いたします。

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

(別紙)

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

1. 変更の発生日

年 月 日

2. 変更内容 (具体的に記入し、資料もあわせて提出すること)

以上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

人員の交代に関する通知書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 P.18 に関して)

当クラブがJリーグに対し [] シーズンについてのライセンス交付申請を提出した後、ライセンス申請書類に記載した内容に変更が生じたので、その内容を下記のとおり通知いたします。

記

1. 交代の決定日
年 月 日

2. 交代内容		
【交代前】		
担当業務	(番号) P.	(名称)
氏名		
氏名(よみがな)		
氏名(英語)		
【交代後】		
担当業務	(番号) P.	(名称)
氏名		
氏名(よみがな)		
氏名(英語)		
職務に相当する基準	満たしている ・ 満たしていない	

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

【クラブ名】

【会社名】

【代表者名】

印

【 】担当適正証 発行申請

以下の者を【 】担当として任命し、Jリーグに登録するにあたり、【 】担当の適正証を発行いただきたく、対象者の経歴書を添えて申請いたします。

記

適正証発行を申請する役職	P. ●●	
当該役職に必要な資格・経験		
(ふりがな) 対象者氏名		
クラブでの役職		
主な職務経歴 ※上記資格・経験に対応する範囲のみで可		

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

様

社団法人日本プロサッカーリーグ
ライセンスマネージャー 〇〇 〇〇

【 〇〇〇〇 】 オフィサー適正証

期クラブより提出された【 〇〇〇〇 】オフィサー適正証発行申請に基づき、Jリーグクラブライセンス事務局にて審査した結果、下記の方を【 〇〇〇〇 】オフィサーとしての資格を満たすものと認めます。

記

適正証の対象 となる役職	P. ●●	
クラブ名		
(ふりがな) 対象者氏名		
適正証発効日	年	月 日 より

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

宣 言 書

当クラブは、[]シーズンのライセンス申請（以下「本ライセンス申請」という）に関連して、以下のとおり宣言いたします。

1. L.01 基準について

当クラブは、本宣言書をもって以下の各事項を確認し、約束しまたは了承する。

- (1) 国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）、アジアサッカー連盟（以下「AFC」という）、財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）および社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）の規約、規程、規則および決定が当クラブに対して法的拘束力を有し、当クラブはこれらを遵守しなければならないこと。
- (2) 当クラブが関係する国際的な次元の紛争、とりわけFIFAおよび／またはAFCが関与している紛争については、Court of Arbitration for Sports（以下「CAS」という）が専属的管轄を有すること。
- (3) FIFA、AFC及びJリーグ規約に基づき、普通裁判所への提訴はできないこと。
- (4) 国内レベルにおいてはJFAまたはJリーグに公認されている競技会で競技すること。
- (5) 大陸レベルにおいては、親善試合を除き、AFCに公認されている競技会に出場すること。
- (6) 「Jリーグクラブライセンス交付規則」の条項および条件を遵守すること。
- (7) 「本ライセンス申請」に関連してJリーグに提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること。
- (8) Jリーグ、第一審機関及び上訴機関に対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、日本の適用法令に従って関連する公的機関または民間団体から情報を求める権限を与えること。

- (9) AFCが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (10) AFCが国内レベルにおけるスポットチェック手続を行わない場合、FIFAが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (11) 本宣言書を含むライセンス申請書類の提出後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的な事象について、「Jリーグクラブライセンス交付規則」で定められた期限までにライセンサーに通知すること。

2. L.02 基準について

- (1) 本基準に基づいて提出する当クラブの定款は、当クラブの最新の定款の真正、正確かつ完全な写しであって、当該定款は本宣言書日現在完全な効力を有する。
- (2) 本基準に基づいて提出する履歴事項全部証明書は、当クラブの [] 年 [] 月 [] 日付履歴事項全部証明書であって、本宣言書日現在の当クラブの状況を正確に反映している。
- (3) 本基準に基づいて提出する印鑑登録証明書は、当クラブの [代表取締役 or 理事長] である [氏名] の [] 年 [] 月 [] 日付印鑑登録証明書であって、本宣言書日現在において、当該印鑑登録は何らの変更も取消もされておらず、有効に登録されている。

3. L.03 基準について

- (4) 当クラブの [株主 or 社員] 及びその [持株数 or 出資口数] ・ [持株比率 or 出資割合] 並びに組織体制は別紙にて添付する株主一覧およびクラブ組織図記載のとおりである。
- (5) また、当クラブの経営、管理運営および／または競技活動にかかわるいかなる自然人も法人も、直接的または間接的に、以下のいずれにも該当していない。
 - (i) 同じ競技会に出場している他のクラブの証券、株式又は社員権を保有するかまたは取引すること。
 - (ii) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主又は社員の議決権の過半数を有すること。
 - (iii) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること。
 - (iv) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主又は社員であり、かつ、そのクラブのその他の株主又は社員と締結した契約に従って、当該クラブの株主又は社員議決権の過半数を単独で有していること。
 - (v) 同じ競技会に出場している他のクラブの株主、社員又はメンバーであること。
 - (vi) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動に何らかの地位において関与していること。
 - (vii) 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技

活動について何らかの権原を有していること。

4. F.03 基準について

当クラブは、昨年 12 月 31 日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金（FIFA 選手資格委員会、FIFA 紛争解決室および CAS 等による最終的で拘束力のある決定によるもの）を負っていない。ただし、本年 3 月 31 日までに完全に和解している場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。

5. F.04 基準について

当クラブは、昨年 12 月 31 日の時点で、現在および過去の従業員（適用される「選手の地位および移籍に関する FIFA 規則」に従ったすべてのプロ選手、ゼネラルマネージャー、ファイナンスオフィサー、セキュリティオフィサー、メディカルドクター、理学療法士、トップチームのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ、ユース育成責任者ならびにユースコーチを含む）との間の契約上および法律上の義務に関して、当該従業員、社会保険当局及び税務当局に対して、期限経過未払金を負っていない。ただし、本年 3 月 31 日までに完全に和解している場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

通 知 書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 L.02 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 L.02 の提出書類のうち、当クラブの定款原本につきましては、前年度に提出した書類の内容に変更がないことから、当該書類を今年度の提出書類に代えることを、本書をもって通知いたします。

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会 社 名]

[代表者名]

印

通 知 書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 L.04 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 L.04 につき、前年度に提出した書類の内容に変更がないことから、当該書類を今年度の提出書類に代えることを、本書をもって通知いたします。

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

通 知 書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 L.04 に関して)

Jリーグクラブライセンス交付規則における基準 L.04 につき、前年度に提出した書類の内容から下記の点について変更いたしますので、本書を添えて、変更部分についてライセンス申請に必要な書類を提出いたします。

以上

変更内容

(変更前と変更後について記入。具体的に記入し、資料もあわせて提出すること)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

表 明 書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 F.05 に関して)

当クラブは、[] シーズンのライセンス申請に関連して、以下のとおり表明します。

記

当クラブの直近の監査済財務諸表の基準日である [] 年 [] 月 [] 日以降に発生した、当クラブの財務状況に悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象または状況は、本表明書別紙（書式 F-05 別紙）記載のとおりである。

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

(別紙)

1. 当クラブの直近の監査済財務諸表の基準日

年 月 日

2. 当クラブの財務状況に悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象または状況

[記載すべき事項が ある ・ なし]

※ある場合は以下に具体的記入し、資料もあわせて提出すること

以上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

通 知 書

(Jリーグクラブライセンス交付規則 F.07 に関して)

当クラブがJリーグから [] シーズンについてのライセンスの交付を受けた後、ライセンス申請書類に記載した事項についての重大な変更または当クラブの財務状況に悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象又は状況が発生したことが判明したので、本通知書別紙（書式 F-07 別紙）記載のとおり通知いたします。

以上

【Jリーグ使用欄】

提出日	担当者	CLA統括	現地ヒアリング	LM
/			<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない	

(別紙)

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

1. 通知対象の種類 (いずれかに○)

- ① ライセンス申請書類に記載した事項についての重大な変更
- ② 当クラブの財務状況に悪影響を及ぼし得る主要な経済的重要性のある事象または状況

2. 通知対象事項の発生日

年 月 日

3. 当該事項の内容 (具体的に記入し、資料もあわせて提出すること)

以上

© 2012 社団法人日本プロサッカーリーグ

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-10-15 JFAハウス9階

T E L 03 (3830) 2006

発行者／大東 和美

印刷／株式会社 TONEGAWA

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ